



埼玉県報

第 2 3 7 5 号
平成 2 4 年 3 月 2 7 日
火 曜 日

目 次

条例

- [埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし\(財政課\)](#)
- [埼玉県手数料条例の一部を改正する条例\(財政課\)](#)
- [埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例\(改革推進課\)](#)
- [知事の調査等の対象となる法人を定める条例のあらまし\(改革推進課\)](#)
- [知事の調査等の対象となる法人を定める条例\(改革推進課\)](#)
- [職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [埼玉県特定非常災害の被災者に係る許可等の有効期間の延長等に関する条例のあらまし\(文書課\)](#)
- [埼玉県特定非常災害の被災者に係る許可等の有効期間の延長等に関する条例\(文書課\)](#)
- [埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(学事課\)](#)
- [埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例の一部を改正する条例\(学事課\)](#)
- [埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし\(税務課\)](#)
- [埼玉県税条例の一部を改正する条例\(税務課\)](#)
- [埼玉県生活科学センター条例の一部を改正する条例のあらまし\(消費生活課\)](#)
- [埼玉県生活科学センター条例の一部を改正する条例\(消費生活課\)](#)
- [埼玉県立嵐山郷条例等の一部を改正する条例のあらまし\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県立嵐山郷条例等の一部を改正する条例\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(高齢介護課\)](#)
- [埼玉県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例\(高齢介護課\)](#)
- [執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(障害者福祉推進課\)](#)
- [執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例\(障害者福祉推進課\)](#)
- [埼玉県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(子育て支援課\)](#)
- [埼玉県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例\(子育て支援課\)](#)
- [埼玉県医師育成奨学金貸与条例のあらまし\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県医師育成奨学金貸与条例\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(健康づくり支援課\)](#)
- [埼玉県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例\(健康づくり支援課\)](#)
- [埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(疾病対策課\)](#)
- [埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例\(疾病対策課\)](#)
- [食品衛生法施行条例の一部を改正する条例のあらまし\(食品安全課\)](#)
- [食品衛生法施行条例の一部を改正する条例\(食品安全課\)](#)
- [埼玉県観光づくり推進条例のあらまし\(観光課\)](#)
- [埼玉県観光づくり推進条例\(観光課\)](#)
- [埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(就業支援課\)](#)
- [埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例\(就業支援課\)](#)
- [埼玉県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例のあらまし\(産業人材育成課\)](#)
- [埼玉県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例\(産業人材育成課\)](#)
- [埼玉県水源地域保全条例のあらまし\(森づくり課\)](#)
- [埼玉県水源地域保全条例\(森づくり課\)](#)
- [埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(森づくり課\)](#)
- [埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例\(森づくり課\)](#)
- [埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例のあらまし\(道路環境課\)](#)

- [埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例\(道路環境課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例のあらまし\(住宅課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例\(住宅課\)](#)
- [埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例のあらまし\(水道企画課\)](#)
- [埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例\(水道企画課\)](#)
- [埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例\(教委・総務課\)](#)
- [学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし\(教職員課\)](#)
- [学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例\(教職員課\)](#)
- [埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例\(県立学校人事課\)](#)
- [学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(県立学校人事課\)](#)
- [学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県立図書館協議会条例の一部を改正する条例のあらまし\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県立図書館協議会条例の一部を改正する条例\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例及び埼玉県立近代美術館協議会条例の一部を改正する条例のあらまし\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例及び埼玉県立近代美術館協議会条例の一部を改正する条例\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(警務課\)](#)
- [埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例\(警務課\)](#)
- [埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし\(運転免許課\)](#)
- [埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例\(運転免許課\)](#)

規則

- [埼玉県障害児通所給付費等不服審査会規則\(障害者自立支援課\)](#)
- [埼玉県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(子育て支援課\)](#)
- [埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県立文書館管理規則等の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)
- [学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会規則の一部を改正する規則\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県立近代美術館協議会規則の一部を改正する規則\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則\(運転免許課\)](#)
- [初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [管理職手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

訓令

- [職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [技能職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（財政課）

一 趣旨

介護保険法の一部改正に伴い、介護サービス情報調査手数料等の額の定めを廃止するとともに、家畜検査手数料の額の改定等をするための改正

二 内容

- (一) 介護保険法の一部改正に伴う介護サービス情報調査手数料等の廃止及び同法に基づく介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の改定
- (例) 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料
（現行）千円 （改正後）七百元
- (二) 家畜伝染病予防法に基づく家畜検査手数料の改定等
- (例) 馬伝染性貧血の検査
（現行）千三百円 （改正後）千四百円
- (三) 規定の整備

三 施行期日

平成二十四年四月一日。ただし、二(三)は公布の日

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。
第三条中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号から第二十三号までを二号ずつ繰り上げる。

別表福祉部の項第十三号中「千円」を「七百元」に改め、同項第十六号及び第十七号を削る。

別表農林部の項第二十七号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号八中「七百元」を「八百元」に改め、同号水中「千三百円」を「千四百円」に改め、同号中中をりとし、トの次に次のように加える。

― チ 馬パラチフスの検査

千二百円 ―

別表農林部の項第二十八号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同項第三十号中「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に改める。

別表都市整備部の項第八十二号中「又は第三十九条の七第九項」を削り、同項第八十三号中「又は第三十九条の七第十一項」を削る。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表農林部の項第二十七号の改正規定(「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改める部分に限る。)、同項第二十八号及び第三十号の改正規定並びに同表都市整備部の項の改正規定は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三号）（改革推進課）

一 趣旨

事務事業の執行体制の見直し及び埼玉県立がんセンターの新病院の開設準備等を図るため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

- (一) 知事の事務を補助する職員
六千八百三十五人　　六千七百五十人（八十五人）
- (二) 病院事業管理者の事務を補助する職員
千九百二十四人　　千九百九十一人（+六十七人）

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「六千八百三十五人」を「六千七百五十人」に改め、同項第九号中「千九百二十四人」を「千九百九十一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

知事の調査等の対象となる法人を定める条例（埼玉県条例第四号）（改革推進課）

一 趣旨

地方自治法施行令の一部改正に伴い、知事の調査等の対象となる法人を定める。

二 内容

知事の調査等の対象となる法人として、ア又はイのいずれかに該当する一般社団法人、一般財団法人及び株式会社を定める。

ア 県又は県等が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資

イ 資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満に相当する額を県が債務負担

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

知事の調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四号

知事の調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)(第五百五十二条第一項第三号及び第四項第二号の規定に基づき、知事の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

(令第五百五十二条第一項第三号の条例で定める法人)

第二条 令第五百五十二条第一項第三号の条例で定める一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、県又は県及び一若しくは二以上の同項第二号に掲げる法人(同条第二項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を服む。)(が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

(令第五百五十二条第四項第二号の条例で定める法人)

第三条 令第五百五十二条第四項第二号の条例で定める一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（人事課）

一 趣旨

平成二十三年十月二十七日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、職員の給与を改定するとともに、現下の厳しい経済情勢に鑑み、課所長級以上の職員の管理職手当を減額するための改正

二 内容

（一）管理職手当の減額

ア 部局長級職員及び副部長級職員の管理職手当の額を百分の十減額

イ 課所長級職員の管理職手当の額を百分の五減額

（二）給料月額の経過措置額の段階的廃止

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「及び二種」を「二種及び三種」に、「平成二十三年四月一日」から平成二十四年三月三十一日」を「平成二十三年四月一日、三種とされている職にある職員にあつては平成二十四年四月一日」から平成二十五年三月三十一日」に改め、「百分の十」の下に「三種とされている職にある職員にあつては、百分の五)」を加える。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「受ける給料月額」の下に「(以下この項において「改正後給料月額」という。)(」を加え、「とし、その額」を「(その額」に、「これを」を「、これを」に、「とする」を「)。以下この項において「改正前給料月額」という」に、「給料月額のほか、その差額に相当する額」を「改正後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額が一円以上となる場合に限る。)(」に改め、同項に次の各号を加える。

一 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間 改正前給料月額と改正後給料月額との差額(以下この号及び次号において単に「差額」という。)(から差額の二分の一に相当する額(その額が一万円を超えるときは、一万円)を減じた額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

二 平成二十五年四月一日以降 差額から一万円に平成二十四年四月一日から給料の支給日までの期間に一年を加えた期間の年数(その年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た額を減じた額

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第六号)

(人事課)

一 趣旨

現下の厳しい経済情勢に鑑み、行政委員会の委員等の報酬の額を減額する特例を定めるための改正

二 内容

行政委員会の委員及び監査委員(常勤の委員を除く。)の報酬の額を百分の十減額

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の期末手当の特例に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事等の期末手当等の特例に関する条例

第二条の次に次の一条を加える。

（行政委員会の委員等の報酬の額の特例）

第三条 行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十号）第二条の委員に支給する報酬の額は、同条の規定にかかわらず、同条例別表第一の報酬の欄に掲げる額からそれぞれその百分の十に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県特定非常災害の被災者に係る許可等の有効期間の延長等に関する条例（埼玉県条例第七号）（文書課）

一 趣旨

政令により指定される特定非常災害が発生した場合における被災者の権利利益の保全等を図るため、許可等の有効期間の延長等について定めるもの

二 内容

(一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

ア 政令で定める延長期日を限度として、告示により、根拠となる条例等の条項ごとに、地域を単位として、権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

イ アの措置のほか、被災者からの申出により、権利利益に係る満了日を延長することができる。

ウ 延長期日の翌日以後もア又はイの措置を継続して実施する必要があるときは、根拠となる条例等の条項ごとに規則で定める日を限度として、改めて延長する措置をとることができる。

(二) 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置

ア 条例等で定める期限までに履行されなかった義務が政令で定められた免責期限までに履行されたときは、当該義務が特定非常災害により履行されなかったことについて行政上及び刑事上の責任は問われないものとする。

イ 免責期限の翌日以後もアの措置を継続して実施する必要があるときは、規則により、根拠となる条例等の条項ごとに、改めて免責に係る期限を定めることができる。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県特定非常災害の被災者に係る許可等の有効期間の延長等に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七号

埼玉県特定非常災害の被災者に係る許可等の有効期間の延長等に関する条例（趣旨）

第一条 この条例は、特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号。次条第一項及び第三条第一項において「法」という。）第二条第一項の特定非常災害をいう。以下同じ。）の被災者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかつた義務に係る免責について定めるものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第二条 次に掲げる権利利益（以下この条において「特定権利利益」という。）に係る条例若しくは規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百八十八条の四第二項の規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十條の企業管理規程を含む。第四項及び次条第二項において同じ。）又はこれらに基づく告示（以下この条及び次条において「条例等」という。）の施行に関する事務を所管する県の執行機関等は、特定非常災害の被災者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、延長期日（法第三条第一項の延長期日をいう。第三項及び第四項において同じ。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 条例等に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日（法第二条第一項の特定非常災害発生日をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 条例等に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（県の機関及び市町村（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）又は埼玉県教育委員会

の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第七十一号）に基づき事務を処理することとされたものに限り、（ ）の機関をいう。（ ）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被災者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の県の執行機関等又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに規則で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の条例等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置）
第三条 免責期限（法第四条第一項の免責期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務（特定非常災害発生日以後に条例等に規定されている履行期限が到来する義務をいう。以下この条において同じ。）が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかつたことについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われないものとする。

2 免責期限が定められた後、前項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、規則で、特定義務の根拠となる条例等の条項ごとに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりそ

の履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の条例等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例の一部を改正する
条例（埼玉県条例第八号）（学事課）

一 趣旨

埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例の設置期間を延長する
ための改正

二 内容

基金の設置期間

（改正前） 平成二十四年三月三十一日まで

（改正後） 平成二十七年三月三十一日まで

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第八号

埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例の一部を改正する条例

埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例（平成二十一年埼玉県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、個人の県民税に係る均等割の税率を引き上げるほか、必要な規定の整備を行う。

二 内容

（一）個人県民税

ア 平成二十六年年度から平成三十五年度までの均等割の税率を、本則千円に五百円を加算した額とする。

イ 分離課税された退職所得に係る所得割の額を十分の一控除する特例措置を廃止する。

（二）県たばこ税

法人実効税率の引き下げ等に伴う都道府県と市町村の増減収の調整のため、県たばこ税の税率を引き下げる。

（三）その他

引用条文の条項の変更に伴う規定の整備を行う。

四 施行期日

（一）アにつき 公布の日

（二）の一部につき 平成二十四年四月一日

（一）イ及び（二）の一部につき 平成二十五年一月一日（ただし、平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。）

（二）につき 平成二十五年四月一日（平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。）

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第九号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二の二第四項中「第七十二条の四十九の八」を「第七十二条の四十九の十二」に、「第七十二条の四十九の十」を「第七十二条の四十九の十四」に改める。

第三十一条の三第一項中「第二十一条の七」を「第二十一条の六」に改め、同条第三項中「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第三十一条の四第五項中「第七十二条の四十九の八第一項から第三項まで」を「第七十二条の四十九の十二第一項から第三項まで」に、「あん分して」を「あん分して」に改める。

第三十一条の十第一項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の十第一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に改める。

第三十三条の四中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

附則第六条の三の次に次の一条を加える。

（個人の県民税の税率の特例）

第六条の四 平成二十六年から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第二十六条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第十七条中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から

施行する。

- 一 附則第六条の三の次に一条を加える改正規定 公布の日
- 二 第三十一条の三第一項の改正規定 平成二十四年四月一日
- 三 第三十一条の二の二第四項、第三十一条の三第三項、第三十一条の四第五項及び第三十一条の十第一項の改正規定並びに附則第七条の改正規定 平成二十五年一月一日

四 第三十三条の四の改正規定及び附則第十七条の改正規定 平成二十五年四月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

- 2 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等(この条例による改正前の埼玉県税条例第二十九条に規定する退職手当等をいう。)に係る同条例附則第七条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 3 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県生活科学センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十号）（消費生活課）

一 趣旨

埼玉県生活科学センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができることとし、併せてその利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができることとするための改正

二 内容

(一) 指定管理者制度の導入

指定管理者に生活科学センターの管理の業務を行わせることができることとするため、指定管理者の指定の手續、管理の基準、業務の範囲等を規定する。

(二) 利用料金制度の導入

生活科学センターの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができることとするため、利用料金の額の上限等を規定する。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

ただし、二(一)のうち、指定管理者の指定の手續に係る規定は公布の日

条 例

埼玉県生活科学センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十号

埼玉県生活科学センター条例の一部を改正する条例

埼玉県生活科学センター条例（平成十四年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十三条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第十三条 知事は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。第十九条第一項において「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 第二条各号に掲げる業務

二 センターの施設（設備及び物品を含む。第十六条第一項第二号及び第十八条第一項において同じ。）の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第三条から第六条まで、第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

第十六条を第二十三条とする。

第十五条の見出しを「（利用料金の返還）」に改め、同条本文を次のように改める。

指定管理者が收受した利用料金は、返還しない。

第十五条ただし書中「還付する」を「返還する」に改め、同条第一号中「知事が」を削り、同条第二号中「帰することの」を「帰することが」に改め、同条第三号中「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第二十二条とする。

第十四条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条中「知事」を「指定管

理者」に、「特別の」を「利用権利者が施設等を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合で、」に、「使用料」を「知事の承認を得て、利用料金」に改め、同条を第二十一条とする。

第十三条の次に次の七条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第十四条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

一 県民の平等なセンターの利用を確保することができること。

二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うことができること。

三 センターの設置の目的を効果的に達成し、及び効率的な運営を行うことができること。

四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(指定管理者の公表等)

第十五条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第十六条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。

二 センターの施設の維持管理を適切に行うこと。

三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

二 指定管理業務の実施に関し必要な事項

三 指定管理業務の事業報告に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の適正を期するため必要な事項（指定の取消し等）

第十七条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。
- 二 第十四条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- 三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

3 第十五条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

（指定管理者による施設の現状変更等）

第十八条 指定管理者は、センターの施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

（利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定）

第十九条 知事は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

（利用料金の納付等）

第二十条 利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができ

る。

3 県又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

別表中「（第十三条関係）」を「（第十九条関係）」に改め、同表第一号の表中

使 用 料	を	利 用
-------------	---	--------

料 金 の 上 限 額

に改め、同表第二号中「別に知事

が定める。」を「規則で定める上限額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の埼玉県生活科学センター条例（以下「新条例」という。）第十三条第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第十三条第一項、第十四条及び第十五条第一項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 新条例第二十条から第二十二条までの規定は、施行日以後に許可の申請があった利用について適用し、施行日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。

4 指定管理者に埼玉県生活科学センターの管理を行わせるときは、施行日前に改正前の埼玉県生活科学センター条例の規定により知事がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は知事に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

本号で公布された条例のあらまし

一 趣旨
埼玉県立嵐山郷条例等の一部を改正する条例(埼玉県条例第十一号)(社会福祉課)

児童福祉法及び障害者自立支援法の一部改正に伴い、埼玉県立嵐山郷の施設種別の改定等を行うための改正

二 内容

(一) 埼玉県立嵐山郷条例の一部改正

ア 施設種別の改定等

(例)「知的障害児施設」 「福祉型障害児入所施設」

イ 規定の整備

(例)「施設給付決定保護者」 「入所給付決定保護者」

(二) 関係条例の規定の整備

ア 埼玉県理療士等修学資金貸与条例の一部改正

イ 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例及び埼玉県立精神保健福祉

センター条例の一部改正

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

埼玉県立嵐山郷条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十一号

埼玉県立嵐山郷条例等の一部を改正する条例

(埼玉県立嵐山郷条例の一部改正)

第一条 埼玉県立嵐山郷条例(昭和五十年埼玉県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第四十二条」を「第四十二条第一号」に、「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に改め、同条第三項中「第四十三条の四」を「第四十二条第二号」に、「重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「(平成十七年法律第二百二十三号)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 嵐山郷は、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所とする。

第五条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 福祉型障害児入所施設
- 二 医療型障害児入所施設

第十七条中「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

別表第二児童福祉法に基づく指定施設支援の項を次のように改める。

児童福祉法に基づく指定入所支援	児童福祉法第二十四条の二第二項第二号に規定する政令で定める額(当該政令で定める額が同項第一号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)及び同条第一項に規定する入所特定費用として知事が別に定める額の合計額
-----------------	--

別表第二障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの項中「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に改める。

(埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部改正)

第二条 埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例（昭和五十六年埼玉県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設」を「障害児入所施設又は児童発達支援センター」に改める。

（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例及び埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部改正）

第三条 次に掲げる条例の規定中「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に改める。

一 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和五十六年埼玉県条例第四十二号）別表第一障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（短期入所、施設入所支援、自立訓練及び就労移行支援に限る。）の項

二 埼玉県立精神保健福祉センター条例（平成十三年埼玉県条例第八十四号）別表第一自立訓練の項

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、第二条の規定による改正前の埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第九条第二項第一号の規定により返還の債務の履行の猶予を受けている者が現に理学療法業務等に従事している改正前の条例第二条第三項第二号に掲げる施設は、当該猶予を受けている者が第二条の規定による改正後の埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第十条第一項の規定による返還の債務の免除を受けられなくなるまでの間、改正後の条例第二条第三項第二号に掲げる施設とみなす。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十二号)
(高齢介護課)

一 趣旨

介護保険法の一部改正に伴い、埼玉県介護保険財政安定化基金の処分に係る特例を定める。

二 内容

埼玉県介護保険財政安定化基金条例について、条例第六条の規定にかかわらず、平成二十四年度に限り、基金の一部を処分できる旨の附則を追加する。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

埼玉県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十二号

埼玉県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」の下に「及び附則第二項」を加える。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 基金は、平成二十四年度に限り、第六条の規定にかかわらず、法附則第十条第一項の規定により、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）

（障害者福祉推進課）

一 趣旨

児童福祉法等の一部改正に伴い、執行機関の附属機関を設置等するための改正

二 内容

（一）知事の附属機関の追加等

（二）法令改正に伴う規定の整備

三 施行期日

平成二十四年四月一日。ただし、（一）の一部は公布の日又は障害者基本法の一部を改正する法律附則第一条第一号の規定の施行の日のいずれか遅い日、（二）は公布の日。

条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十三号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表埼玉県障害者介護給付費等不服審査会の項中「介護給付費等」の下に「又は地域相談支援給付費等」を加え、同表に次のように加える。

埼玉県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の定めるところにより、知事の諮問に応じ、市町村の障害児通所給付費等に係る処分に対する審査請求の事件について調査審議する。
-------------------	--

別表第二児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第八条第二項本文に規定する審議会その他の合議制の機関の項中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削り、「第八条第二項本文」を「第八条第一項」に改め、同表社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第二項に規定する地方社会福祉審議会の項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同表に次のように加える。

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関	埼玉県障害者施策推進協議会
---	---------------

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二の改正規定（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第八条第二項本文に規定する審議会その他の合議制の機関の項中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削る部分及び同表に次のように加える部分を除く。） 公布の日

- 二 別表第二の改正規定（同表に次のように加える部分に限る。） 公布の日又は障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日をいわずれか遅い日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十四号）（子育て支援課）

一 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、認定こども園の認定の要件を定める等するための改正

二 内容

- (一) 題名の変更
- (二) 認定こども園の認定の要件を規定

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

埼玉県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十四号

埼玉県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「基準」を「要件」に改める。

第一条中「第三条第一項第四号及び第二項第三号」を「第三条第一項及び第三項」に、「基準」を「要件」に改める。

第二条を次のように改める。

（認定の要件）

第二条 法第三条第一項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 法第三条第二項各号に掲げる基準に適合すること。
- 二 別表（第四号イを除く。）に掲げる施設の設定及び運営に関する基準に適合すること。

2 法第三条第三項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 法第三条第四項各号に掲げる基準に適合すること。
 - 二 別表に掲げる施設の設定及び運営に関する基準に適合すること。
- 別表第四号イ中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（埼玉県条例第十五号）（医療整備課）

一 趣旨

医師の確保が必要な地域又は診療科等に勤務する医師の育成及び確保を図るため、県外の大学において医学を履修する者に対する奨学金の貸与制度を設けるものである。

二 内容

(一) 貸与対象者

貸与の申請時に県内に住所を有する者又は県内の高等学校を卒業した（卒業する見込みである）者その他規則で定める者で、県外の大学の医学部卒業後、県内の特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する意思がある者

(二) 貸与期間及び貸与額

大学入学から卒業までの間において、月額二十万円以内を貸与する。大する年にあつては、入学に必要な費用として別に百万円以内を貸与する。

(三) 返還債務の履行猶予

ア 特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務しているとき。

イ 県外の臨床研修病院において臨床研修を受講しているとき。

ウ 後期研修を受講しているとき（アに該当する場合を除く。）。

エ 大学を卒業する年度に実施される医師国家試験に合格しなかったとき。

オ 災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。

(四) 返還債務の免除

医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として貸与期間の一・五倍に相当する期間勤務した場合は、奨学金の返還を免除する。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

四 経過措置

平成二十四年度から二十六年度までの間においては、県外の大学において医学を履修する課程の第五学年（平成二十四年度においては、第五学年及び第六学年）に在学する者も申請の対象とする。

条 例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十五号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、県外の大学の医学を履修する課程に在学する者で、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務しようとするものに対し、予算の範囲内において奨学金を貸与することにより、その修学を容易にし、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に勤務する医師の育成及び確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「特定地域」とは、医師の確保が必要な地域として規則で定める地域をいう。

2 この条例において「公的医療機関」とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関をいう。

3 この条例において「特定診療科等」とは、県内の病院の産科（診療科名中に産科を示す名称を有する診療科をいう。）、小児科（診療科名中に小児科を示す名称（これに類するものとして規則で定めるものを含む。）を有する診療科をいう。）又は救命救急センター（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に基づき知事の要請を受けた病院の開設者が運営する救命救急センターをいう。）をいう。（貸与の対象者）

第三条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 貸与の申請の時に県内に住所を有する者、県内の高等学校を卒業する見込みであると認められる者又は卒業した者その他これらに準ずる者として規則で定める者

二 貸与の申請の時に県外の大学の医学を履修する課程に入学する意思を有すると認められる者

三 県外の大学の医学を履修する課程に在学する者

四 同種の奨学金の貸与を受けていない者

五 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する意思を有すると認められる者

(貸与の額等)

第四条 奨学金の貸与の額は、月額二十万円以内において知事が定める額とし、その貸与期間は、大学に入学する日の属する月から大学を卒業する日の属する月までの範囲内において知事が定める期間とする。

2 前条第三号及び前項の規定にかかわらず、大学に入学する日の属する年にあつては、大学に入学するために必要な費用として百万円以内において知事が定める額を貸与することができる。

(貸与の方法及び交付の方法)

第五条 奨学金の貸与の方法及び交付の方法は、規則で定める。

(貸与の取消し又は交付の停止)

第六条 知事は、奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止することができる。

一 第三条第三号から第五号までに掲げる者でなくなつたとき。

二 休学したとき。

三 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

四 その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるに至つたとき。

(返還の方法)

第七条 貸与を受けた奨学金の返還の方法は、規則で定める。

(返還の債務の履行猶予)

第八条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間内において知事が定める期間、奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一 特定地域の公的医療機関に医師として勤務しているとき(特定地域の公的医療機関以外の県内の臨床研修病院(医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の二第一項の医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院をいう。次号において同じ。))において臨床研修(同項の臨床研修をいう。次号において同じ。))を受講している場合を含む。)(又は特定診療科等に医師として勤務しているとき。

二 県外の臨床研修病院において臨床研修を受講しているとき。

三 後期研修(埼玉県後期研修医研修資金貸与条例(平成二十一年埼玉県条例第十三号)第二条第五項の後期研修をいう。))を受講しているとき(第一号に該

当する場合を除く。)

四 大学を卒業する日の属する年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、当該年度の翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を得ようとする意思を有すると認められるとき。

五 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(返還の債務の当然免除)

第九条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が、医師免許を得た後直ちに前条第一号に規定する勤務を引き続いた場合において、その勤務の期間が第四条第一項に規定する奨学金の貸与期間の二分の三に相当する期間(次項において「特定期間」という。)に達したときは、当該奨学金の返還の債務を免除するものとする。

2 知事は、奨学金の貸与を受けた者で医師免許を得た後直ちに前条第二号の規定による奨学金の返還の債務の履行猶予を受けたもの(同号の規定による奨学金の返還の債務の履行猶予の期間に引き続いて同条第三号又は第五号の規定による奨学金の返還の債務の履行猶予を受けたものを含む。)が、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて同条第一号に規定する勤務を引き続いた場合において、その勤務の期間が特定期間に達したときは、当該奨学金の返還の債務を免除するものとする。

3 奨学金の貸与を受けた者が、前条第一号に規定する勤務をした期間に引き続いて同条第二号、第三号又は第五号の規定による奨学金の返還の債務の履行猶予を受け、かつ、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて再び同条第一号に規定する勤務をすることとなった場合においては、その者を、先の勤務の期間と後の勤務の期間とを通じ、引き続き同号に規定する勤務をしている者とみなして前二項の規定を適用する。

(返還の債務の裁量免除)

第十条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金の返還ができなくなったときは、奨学金の返還の債務(履行期が到来していない部分に限る。)の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第十一条 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年十四・五パーセントの割合を乗じて得た額の延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞利息の額が百円未満であるときは、これを徴収しないも

のとする。

（委任）

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間における第三条第二号の規定の適用については、同号中「認められる者」とあるのは「認められる者又は県外の大学の医学を履修する課程の第五学年若しくは第六学年に在学する者」とする。

3 平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間における第三条第二号の規定の適用については、同号中「認められる者」とあるのは「認められる者又は県外の大学の医学を履修する課程の第五学年に在学する者」とする。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）
（健康づくり支援課）

一 趣旨

埼玉県妊婦健康診査支援基金の設置期間を延長するための改正

二 内容

基金の設置期間

（改正後） 平成二十五年三月三十一日まで

（改正前） 平成二十四年三月三十一日まで

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十六号

埼玉県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

埼玉県妊婦健康診査支援基金条例（平成二十一年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（疾病対策課）

一 趣旨

埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金の設置期間を延長するために、埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正

二 内容

埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金の設置期間を一年延長する。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十七号

埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例
埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例（平成二十三年埼玉県条例第
二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）（食品安全課）

一 趣旨

食品衛生法施行令の一部改正に伴い、食品衛生検査施設の設備等の基準を定めるとともに、生食用牛肉の加工又は調理を行う施設の基準を定める等するための改正

二 内容

- (一) 食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準
食品衛生検査施設に理化学検査室等を設けることや、検査又は試験のために必要な職員を置くことなどを規定した。
- (二) 生食用牛肉の加工又は調理を行う施設の基準
他の設備と明確に区分された場所に、生食用牛肉の加工又は調理専用の器具の洗浄設備及び消毒設備があることなどを規定した。

(三) 規定の整備

三 施行期日

平成二十四年四月一日から施行。ただし、二の(三)は公布の日から施行。

条 例

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十八号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とする。

第七条第一項中「第二条」を「第三条」に改め、同項第二号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第一項中「食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）」を「施行令」に、「第七条第一項第一号」を「第八条第一項第一号」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第二条 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。次項及び第五条第一項において「施行令」という。）第八条第一項に規定する食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- 二 純水装置、定温乾燥器、デンプンフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

2 施行令第八条第一項に規定する食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

別表第一中「（第二条関係）」を「（第三条関係）」に改め、同表第一号イ(1)(七)(リ)中「食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）」の別表第六を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）」別表第四に改める。

別表第二中「（第三条関係）」を「（第四条関係）」に改め、同表第一号ロ(1)(一)に次のように加える。

(ト) 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であつて、生食用として販売されるものをいう。以下同じ。）を加工し、又は調理する業態にあつては、他の設備と明確に区分された場所に、その加工専用又は調理専用の次の設備等があること。ただし、生食用食肉を加工しない業態にあつては、()、()及び()の設備等を要しない。

- () 器具の洗浄設備及び消毒設備
- () 流水式手洗い設備及び手指の消毒設備
- () 加工台又は調理台
- () 加熱殺菌装置
- () 生食用食肉の内部の温度を測定することができる温度計
- () 加熱殺菌した後、十分に冷却することができる設備
- () 不浸透性材料で作られた器具

別表第二第一号口(11)に次のように加える。

(リ) 生食用食肉を加工する業態にあつては、他の設備と明確に区分された場所に、その加工専用の次の設備等があること。

- () 器具の洗浄設備及び消毒設備
- () 流水式手洗い設備及び手指の消毒設備
- () 加工台
- () 加熱殺菌装置
- () 生食用食肉の内部の温度を測定することができる温度計
- () 加熱殺菌した後、十分に冷却することができる設備
- () 不浸透性材料で作られた器具

別表第二第一号口(12)に次のように加える。

(四) 生食用食肉を加工し、又は調理する業態にあつては、他の設備と明確に区分された場所に、その加工専用又は調理専用の次の設備等があること。ただし、生食用食肉を加工しない業態にあつては、(二)、(ホ)及び(ハ)の設備等を要しない。

- (イ) 器具の洗浄設備及び消毒設備
- (ロ) 流水式手洗い設備及び手指の消毒設備
- (ハ) 加工台又は調理台
- (ニ) 加熱殺菌装置
- (ホ) 生食用食肉の内部の温度を測定することができる温度計
- (ハ) 加熱殺菌した後、十分に冷却することができる設備
- (ト) 不浸透性材料で作られた器具

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（「（第二条関係）」を「（第三条関係）」に改める部分を除く。）は公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県観光づくり推進条例（埼玉県条例第十九号）（観光課）

一 趣旨

本県の観光づくりについての基本理念を定め、県の責務並びに県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光づくりに関し必要な事項を定めることにより、県民生活の向上及び県民が誇れる地域社会の実現に寄与するための条例

二 内容

(一) 基本理念

(二) 県の責務

(三) 県民、観光事業者及び観光関係団体の役割

(四) 観光づくりに関し必要な事項

ア 県民のおもてなしの心の醸成

イ 観光づくりに寄与する人材の育成

ウ 特産品の開発及び販売の促進

エ 観光情報の発信

オ 広域的な観光づくりの推進

カ 国外からの来訪促進

キ 来訪者の安心、安全かつ快適な環境の整備

ク 観光地における良好な景観及び環境の保全等

ケ 観光づくりのための基盤整備

コ 基本計画

サ 推進体制の整備等

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県観光づくり推進条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十九号

埼玉県観光づくり推進条例

埼玉県は、秩父の山々や武蔵野の面影を残す雑木林に代表されるあふれんばかりの緑、利根川や荒川などの河川が県土に占める面積の割合が全国一という豊かな水の流れ、さいたま新都心のビル群と見沼田んぼや三富新田さんちめという都市と田園の両方の魅力、放射状に伸びる新幹線と縦横に貫く高速道路などの充実した交通網、盆栽や植木、鋳物、人形などの伝統産業から最先端の技術を誇る工業まで多種のものがあふれ、多彩な特性に恵まれています。

さらに、勇壮な屋台囃子の秩父夜祭、県名発祥の地であるさきたま古墳群、蔵づくりの街並みが残る川越などの歴史や文化、ご当地の味覚、盛んなスポーツなど、新旧さまざまな魅力にあふれています。

少子高齢化や人口減少が進み、社会全体の活力が低下している今、私たちは、こうした特性や魅力を十分にいかして、名所、旧跡などを巡るこれまでの観光はもとより、来訪者との心の触れ合い交流や、体験型観光をはじめとする新しい観光など、多様な形態の観光をつくることにより、明るく、元気で、住んでよかった、訪れてよかったと思える埼玉県にしていく必要があります。

そこで、県、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体が一体となって観光づくりを進めるため、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、本県の観光づくりについての基本理念を定め、県の責務並びに県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光づくりに関し必要な事項を定めることにより、県民生活の向上及び県民が誇れる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 観光づくり 名所、旧跡等を巡るこれまでの観光はもとより、地域の特性及び魅力をいかし、体験型観光、グリーンツーリズム（緑豊かな農山村地域にお

いて、その自然、文化、人々との交流等を楽しむ滞在型の余暇活動をいう。）
その他の多様な形態の観光を創出する取組をいう。

二 観光事業者 観光に係る事業を営む者をいう。

三 観光関係団体 観光事業者及び行政機関で構成する団体その他の観光に係る活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第三条 観光づくりは、観光産業の振興にとどまらず、地域経済の持続的な発展、雇用機会の増大、豊かな生活環境の創造等による活力に満ちた地域社会の実現並びに自然、歴史、文化その他の地域の特性及び魅力の再確認による県民の愛県心の醸成につながるものであるという認識の下に推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、観光事業者及び観光関係団体への支援並びに市町村、観光事業者及び観光関係団体相互の連携促進を図る責務を有する。

2 県は、観光づくりにおける市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が観光づくりに関する施策を積極的に講ずることができるよう必要な支援を行うものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、来訪者をおもてなしの心で温かく迎えるとともに、自然、歴史、文化その他の地域の特性及び魅力を守り、育みながら後世に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、地域における観光づくりに協力するよう努めるものとする。

（観光事業者等の役割）

第六条 観光事業者は、基本理念にのっとり、来訪者に快適なサービス及び環境を提供するよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、県民、市町村、観光事業者及び他の観光関係団体と連携を図りながら観光づくりに資する活動を行うよう努めるものとする。

3 観光事業者及び観光関係団体は、県が実施する観光づくりに協力するよう努めるものとする。

（県民のおもてなしの心の醸成）

第七条 県は、県民が来訪者をおもてなしの心で温かく迎えることができるよう、情報及び学習機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（観光づくりに寄与する人材の育成）

第八条 県は、観光づくりに対する意欲及び知識を有する者並びに観光づくりについでに指導者の育成に必要な施策を講ずるものとする。

（特産品の開発及び販売の促進）

第九条 県は、地域の特性及び魅力をいかした特産品の開発及び販売を促進するため、観光事業者等による特産品の開発及び販路開拓に当たつての助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（観光情報の発信）

第十条 県は、様々な機会及び媒体を通じて、国内及び国外に向けた積極的な観光情報の発信を行うものとする。

（広域的な観光づくりの推進）

第十一条 県は、近隣都県との緊密な連携による広域的な観光づくりを推進するものとする。

（国外からの来訪促進）

第十二条 県は、国外からの来訪を促進するため、受入体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（来訪者の安心、安全かつ快適な環境の整備）

第十三条 県は、すべての来訪者が安心して、安全かつ快適に観光ができる環境の整備を推進するものとする。

（観光地における良好な景観及び環境の保全等）

第十四条 県は、県内の観光地における良好な景観及び環境の保全及び形成を図るため、県民、市町村、観光事業者及び観光関係団体（第十六条第二項において「県民等」という。）が行う良好な景観及び環境の保全及び形成に関する活動並びに美化活動に関する取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（観光づくりのための基盤整備）

第十五条 県は、観光づくりのための基盤整備を図るため、観光に関する施設の整備、道路の整備、交通機能の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（基本計画）

第十六条 知事は、観光づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光づくりに関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

5 知事は、毎年、基本計画に定められた観光づくりに関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備等)

第十七条 県は、観光づくりに関する施策を推進するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（就業支援課）

一 趣旨

国の平成二十三年度第三次補正予算を受け、緊急雇用創出基金事業の終了時期が延びたことに伴い、埼玉県緊急雇用創出基金の設置期間を延長するための改正

二 内容

基金の終了時期

（改正前）平成二十五年三月三十一日 （改正後）平成二十六年三月三十一日

三 施行期日

平成二十四年三月二十七日

条 例

埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十号

埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

埼玉県緊急雇用創出基金条例（平成二十一年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（産業人材育成課）

一 趣旨

職業能力開発促進法の一部改正に伴い、高等技術専門校以外の施設において行うことができる職業訓練を定める等するための改正

二 内容

- (一) 高等技術専門校以外の施設における職業訓練等
- (二) 職業訓練の基準
- (三) 職業訓練指導員の基準
- (四) 授業料等を納付すべき職業訓練から国の委託訓練を除外

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

埼玉県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十一号

埼玉県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例

埼玉県立高等技術専門校条例（昭和六十年埼玉県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十六条とし、第十条から第十二条までを三条ずつ繰り下げ、第九条第一項中「の入校試験」を「（国の委託を受けて行う普通職業訓練に係る訓練科を除く。以下この項において同じ。）の入校試験」に改め、同条を第十二条とする。

第八条を第十一条とし、第七条を第十条とし、第六条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

（専門校以外の施設における職業訓練等）

第六条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練とする。

2 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、迅速かつ効果的な普通職業訓練とする。

（訓練基準）

第七条 普通課程に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

一 教科は、その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

二 訓練期間は、一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、一年以上四年以内において当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができると認められること。

三 訓練時間は、一年につきおおむね千四百時間であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができると認められること。

四 設備は、教科の科目に応じ、当該科目の訓練を適切に行うことができると認められること。

められるものであること。

五 訓練生の数は、訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

六 法第二十七条第一項に規定する職業訓練指導員は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の内容に応じた適切な数であること。

七 試験は、学科試験及び実技試験に区分し、それぞれ訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第二十一条第一項（法第二十六条の二において準用する場合を含む。）に規定する技能照査をもつて代えることができる。

2 短期課程に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

一 教科は、その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

二 訓練期間は、六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあつては、一年）以内の適切な期間であること。

三 訓練時間は、十二時間（管理者又は監督者としての職務に従事しようとする者又は従事している者を対象とする訓練にあつては、十時間）以上であること。

四 設備は、教科の科目に応じ、当該科目の訓練を適切に行うことができることと認められるものであること。

3 規則で定める訓練科に係る基準は、前二項に定めるもののほか、規則で定める。

（職業訓練指導員）

第八条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の三各号のいずれかに該当する者（同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者及び法第三十条第一項に規定する職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、同令第三十九条第一号に規定する厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県水源地域保全条例（埼玉県条例第二十二号）（森づくり課）

一 趣旨

水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域内の土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、水の供給源としての水源地域の機能の維持に寄与するための条例の制定

二 内容

- (一) 県、県民及び土地所有者等の責務
- (二) 水源地域の指定
- (三) 土地の所有権等の移転等の届出
- (四) 市町村長への通知等
- (五) 報告の徴収及び立入調査
- (六) 届出者に対する助言
- (七) 土地所有者等への勧告
- (八) 勧告内容の公表

三 施行期日等

- (一) 平成二十四年四月一日。ただし、二の(三)から(八)は平成二十四年十月一日
- (二) 土地の所有権等の移転等の届出は、平成二十四年十月三十一日以降に土地
売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。

条 例

埼玉県水源地域保全条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

埼玉県水源地域保全条例

(目的)

第一条 この条例は、水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域内の土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、水の供給源としての水源地域の機能の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「水源地域」とは、第六条第一項の規定により指定された地域をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地であつて規則で定めるものの所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利(第七条及び第十条第二項において「所有権等」という。)を有する者をいう。

(県の責務)

第三条 県は、水源地域の保全に関する施策を推進するとともに、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に関し、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、水源地域の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第五条 土地所有者等は、水源地域が水の供給源としての機能を有することを深く認識し、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(水源地域の指定)

第六条 知事は、山間部の地域であつて、水源の涵養かんの機能を有する森林の存するものを水源地域として指定することができる。

2 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、公聴会を開催するものとする。

6 知事は、水源地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第二項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除について準用する。

(土地の所有権等の移転等の届出)

第七条 土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転又は設定をする契約(規則で定めるものに限る。以下この条及び附則第二項において「土地売買等の契約」という。)を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を契約を締結しようとする日の三十日前までに知事に届け出なければならない。

一 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積

三 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容

四 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が国、地方公共団体その他規則で定める法人であるとき。

二 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われるとき。

3 第一項の規定は、同項の規定による届出の後同項第四号に掲げる事項を変更して土地売買等の契約を締結しようとする場合について準用する。

(市町村長への通知等)

第八条 知事は、前条第一項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長に通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前条第一項の規定による届出に係る土地

の利用に関し、関係市町村の長に意見を求めることができる。

(報告の徴収及び立入調査)

第九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第七条第一項の規定による届出をした土地所有者等（次条において「届出者」という。）に対し、報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第七条第一項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水の供給源としての水源地域の機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 第一項の規定による報告徴収及び第二項の規定による立入調査は、第七条第一項の規定による届出があった日から起算して三十日以内に行なければならない。

(助言)

第十条 知事は、第七条第一項の規定による届出があったときは、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地を含む周辺の水源地域の保全を図るために必要な助言を行うものとする。

2 届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に当該助言の内容を伝達するものとする。

(勧告)

第十一条 知事は、土地所有者等が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第十二条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村の条例との関係)

第十三条 市町村が定める水源地域を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第七条から第十二条までの規定は、同年十月一日から施行する。

2 第七条の規定は、同条の規定の施行の日から起算して三十日を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（森づくり課）

一 趣旨

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金の設置期間を延長するための改正

二 内容

基金の設置期間を、平成二十四年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日に延長

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）（道路環境課）

一 趣旨

道路法施行令の一部改正に伴い、占用物件に追加された高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設等に係る占用料の額等を定めるための

改正

二 内容

（一） 占用料の額の改定

（例） 都市再生特別地区内の高速自動車国道等の上空の建築物（市の区域）

（現行） 占用面積一平方メートル、一年につき、近傍類似の土地の時価に〇・

〇一四を乗じて得た額

（改正後） 占用面積一平方メートル、一年につき、近傍類似の土地の時価に〇

・〇一八を乗じて得た額

（二） 占用物件の項目の追加

（例） 高速自動車国道等以外の道路の高架の路面下の食事施設等

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十四号

埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県道路占用料徴収条例（昭和二十八年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場、令第七条第八号に掲げる応急仮設建築物及び令第七条第九号に掲げる器具の項を次のように改める。

令第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場		令第七条第七号に掲げる施設		令第七条第六号に掲げる施設		
建築物	その他のもの	建築物	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの
占用面積一 平方メートルにつき一 年						
額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	額
額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	額
額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	額
額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	額

令第七条第十号に掲げる器具	令第七条第九号に掲げる応急仮設建築物			トンネルの上	Aに〇・〇一 四を乗じて得た額	Aに〇・〇一 八を乗じて得た額
	トシ	又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	Aに〇・〇一		
	その他のもの			Aに〇・〇一八を乗じて得た額		

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可又は協議に係る占用期間（その初日がこの条例の施行の日前であつて、かつ、期間が一年未満であるものに限る。）に係る占用料については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（住宅課）

一 趣旨

公営住宅法の一部改正に伴い、県営住宅に単身で入居することができる高齢者、身体障害者等の資格要件を定めるための改正

二 内容

- (一) 単身で入居できる者の要件
- (二) 法令改正に伴う規定の整備

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十五号

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「次の各号（令第六条第一項各号に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると知事が認める者を除く。）である場合にあつては、第二号から第六号まで）の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 その者（次のイからチまでのいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると知事が認める者を除く。）を除く。）に、現に同居し、又は同居しようとする親族（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は一親等の血族若しくは姻族に限る。以下同じ。）があること。

イ 六十歳以上の者

ロ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が次の(1)から(3)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定めるものであるもの

(1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級まで

(2) 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五十五号）第六条第三項に規定する一級から三級まで

(3) 知的障害 (2)に定める精神障害の程度に相当する程度

ハ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別

項症から第六項症まで又は同法別表第一表ノ三の第一款症であるもの

ニ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十一條第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

ホ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六條第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四條第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

ヘ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

ト ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二條に規定するハンセン病療養所入所者等

チ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下このチにおいて「配偶者暴力防止等法」という。）第一條第二項に規定する被害者で次の(1)又は(2)に該当するもの

(1) 配偶者暴力防止等法第三條第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五條の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

(2) 配偶者暴力防止等法第十條第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

第六條第一項第二号イ中「令第六條第四項各号」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百二十四号）第一條の規定による改正前の令（以下この号において「旧令」という。）第六條第四項各号」に、「令第六條第五項第一号」を「旧令第六條第五項第一号」に改め、同号ロ及びハ中「令」を「旧令」に改める。

第十一條第四号イ中「（昭和二十五年厚生省令第十五号）」を削り、同号ロ中「（昭和三十八年法律第六十八号）」及び「（大正十二年法律第四十八号）」を削り、同号ハ中「（昭和二十五年政令第五百五十五号）」を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 改正後の第六條第一項第一号イの規定の適用については、この条例の施行の日

前に五十六歳以上である者（この条例の施行の日において六十歳以上である者を除く。）は、同号イに該当する者とみなす。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める
条例（埼玉県条例第二十六号）（水道企画課）

一 趣旨

水道法の一部改正に伴い、水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等について定めるための条例の制定

二 内容

- (一) 水道の布設工事の定義
- (二) 布設工事監督者の資格
- (三) 水道技術管理者の資格

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十六号

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、水道法(昭和三十一年法律第百七十七号。以下「法」という。)第三十一条において準用する法第十二条及び第十九条第三項の規定に基づき、水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等について定めるものとする。

(水道の布設工事)

第二条 法第三十一条において準用する法第十二条第一項の条例で定める水道の布設工事は、水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- 一 一日最大給水量、水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- 二 ちんでん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第三条 法第三十一条において準用する法第十二条第二項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。次号及び第五号において同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において前号に規定する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当

する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、同法による大学院の研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を専攻した後、又は同法による大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する課程を修了した後、第一号に規定する学科目を修めて卒業した者にあつては一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

六 外国の学校において第一号から第四号までに規定する課程に相当する課程を修了した後、当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

七 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

八 十年以上水道の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第四条 法第三十一条において準用する法第十九条第三項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

一 前条に規定する資格を有する者

二 前条第一号、第三号又は第四号に規定する学校において工学（土木工学を除く。）、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第一号に規定する学校を卒業した者にあつては四年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者にあつては六年以上、同条第四号に規定する学校を卒業した者にあつては八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 前条第一号、第三号又は第四号に規定する学校において前号に規定する学科目及び土木工学以外の学科目を修めて卒業した後、同条第一号に規定する学校を卒業した者にあつては五年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者にあつては七年以上、同条第四号に規定する学校を卒業した者にあつては九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 外国の学校において前二号に規定する学科目に相当する学科目を修得した後、当該各号に規定する卒業した者ごとの年数以上水道に関する技術上の実務

に従事した経験を有する者

五 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）第十四条第三号の登録講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（教委・総務課）

一 趣旨

事務事業の執行体制の見直しに伴い、職員の定数を改定するものである。

二 内容

埼玉県教育委員会事務局職員

七百四十三人 七百四十一人（二人）

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十七号

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百四十三人」を「七百四十一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十八号）
（教職員課）

一 趣旨

平成二十三年十月二十七日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、学校職員の給与を改定するとともに、現下の厳しい経済情勢に鑑み、校長級職員の管理職手当を減額し、及び県立学校への栄養教諭の配置に伴う規定の整備をするための条例の改正を行う。

二 内容

- (一) 校長級職員の管理職手当の額を百分の五減額
- (二) 栄養教諭を県立学校に配置することに伴う規定の整備
- (三) 給料月額 of 経過措置額の段階的廃止

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十八号

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

附則第五項を次のように改める。

5 学校職員の管理職手当に関する規則(昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第八号)別表第一の職の欄に掲げる職のうち区分が一種及び二種とされている職にある学校職員の管理職手当の月額、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間は、第十二条の六第一項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる管理職手当の額からその百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「受ける給料月額」の下に「(以下この項において「改正後給料月額」という。)(」を加え、「とし、その額」を「(その額」に、「これを」を「、これを」に、「とする」を「)。以下この項において「改正前給料月額」という」に、「給料月額のほか、その差額に相当する額」を「改正後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額が一円以上となる場合に限る。)(」に改め、同項に次の各号を加える。

一 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間 改正前給料月額と改正後給料月額との差額(以下この号及び次号において単に「差額」という。)から差額の二分の一に相当する額(その額が一万円を超えるときは、一万円)を減じた額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

二 平成二十五年四月一日以降 差額から一万円に平成二十四年四月一日から

給料の支給日までの期間に一年を加えた期間の年数（その年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た額を減じた額

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）（県立
学校人事課）

一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員
の定数を改定するための改正

二 内容

学校職員の定数の改定

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十九号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別	
その他の職員	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	八、一五三 人
一、五六三 人	県立及び市町村立の特別支援学校		三、五〇三 人
四八四 人	県立及び市町村立の中学校		一一、三五〇 人
六二四 人	市町村立小学校		一九、二七五 人
一、二一四 人			

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、一五三人」とあるのは「八、二二五人」と、「一一、三五〇人」とあるのは「一一、四五七人」とする。

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（県立学校人事課）

一 趣旨

学校教育法に規定されている栄養教諭を、県立学校に配置するための改正

二 内容

学校職員の範囲に栄養教諭を追加する。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立図書館協議会条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（生涯学習文化財課）

一 趣旨

図書館法の一部改正に伴い、埼玉県立図書館協議会の委員の任命の基準を定めるための改正

二 内容

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命することを規定

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

埼玉県立図書館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十一号

埼玉県立図書館協議会条例の一部を改正する条例

埼玉県立図書館協議会条例（昭和二十七年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「ものの外」を「もののほか」に、「委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項ただし書中「但し、埼玉県教育委員会（以下「委員会」という。）」「を」「ただし、教育委員会」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、埼玉県教育委員会（次条第一項及び第五条において「教育委員会」という。）が任命する。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例及び埼玉県立近代美術館協議会条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（生涯学習文化財課）

一 趣旨

博物館法の一部改正に伴い、埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会及び埼玉県立近代美術館協議会の委員の任命の基準を定めるための改正

二 内容

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命することを規定

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例及び埼玉県立近代美術館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十二号

埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例及び埼玉県立近代美術館協議会条例の一部を改正する条例

(埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例の一部改正)

第一条 埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例(昭和四十六年埼玉県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(任命)

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、埼玉県教育委員会が任命する。

(埼玉県立近代美術館協議会条例の一部改正)

第二条 埼玉県立近代美術館協議会条例(昭和五十七年埼玉県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(任命)

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、埼玉県教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十三号）（警務課）

一 趣旨

平成二十四年度における警察官二十三人の増員に伴い、警察官の階級別定数を改定するための改正

二 内容

平成二十四年度における警察官二十三人の増員に伴い、警部の定数「六百二十一人」を「六百二十二人」に、警部補及び巡査部長の定数「六千八百二十四人」を「六千八百三十九人」に、巡査の定数「三千五百七十三人」を「三千五百八十八人」に改める。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十三号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「六百二十一人」を「六百二十二人」に、「六千八百二十四人」を「六千八百三十九人」に、「三千五百七十三人」を「三千五百八十人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十四号）（運転免許課）

一 趣旨

道路交通法施行令等の一部改正に伴い、運転経歴証明書再交付手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び運転免許試験手数料等の額を改定するための改正

二 内容

(一) 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正

ア 道路交通法施行規則の一部改正に伴う運転経歴証明書再交付手数料の新設

一、〇〇〇円

イ 道路交通法施行令の一部改正に伴う手数料の改定

(例) 運転免許試験手数料（普通自動車免許、自動車教習所卒業）

(現行) 二、一〇〇円 (改正後) 一、八〇〇円

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

(一) アの運転経歴証明書再交付手数料は証紙による収入の方法により徴収

三 施行期日

平成二十四年四月一日

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十四号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例(平成十二年埼玉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第四号イ(1)中「千八百五十円」を「千六百元」に改め、同号イ(2)中「二千円」を「千九百元」に改め、同号イ(3)中「四千九百五十円」を「四千六百元」に、「八千六百五十円」を「七千七百元」に改め、同号ロ(1)中「二千二百円」を「千八百円」に改め、同号ロ(2)中「二千五十円」を「千九百元」に改め、同号ロ(3)中「二千四百円」を「二千二百円」に、「三千四百円」を「三千五十円」に改め、同号ハ(1)中「第九十七条の二第一項」の下に「第二号に該当して同項」を加え、「二千円」を「千七百五十円」に改め、同号ハ(2)中「二千九百五十円」を「三千五十円」に改め、同号ハ(2)を同号ハ(3)とし、同号ハ(1)の次に次のように加える。

(2) 同法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千九百円

別表第七号の表第四号ニ(1)中「二千五十円」を「千九百円」に改め、同号ニ(2)中「千六百五十円」を「千五百円」に改め、同号ホ(1)中「第九十七条の二第一項」の下に「第二号に該当して同項」を加え、「二千円」を「千七百五十円」に改め、同号ホ(2)中「四千五百円」を「四千六百元」に、「七千七百元」を「七千六百五十円」に改め、同号ホ(2)を同号ホ(3)とし、同号ホ(1)の次に次のように加える。

(2) 同法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千九百円

別表第七号の表第四号ヘ(1)中「二千円」を「千七百元」に改め、同号ヘ(2)中「千六百五十円」を「千五百五十円」に改め、同号ヘ(3)中「三千百円」を「三千円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表第四号のニイ中「三千九百五十円」を「三千八百五十円」に、「七千六百五十円」を「六千九百五十

円」に改め、同号口中「四千三百円」を「四千五十円」に、「五千三百円」を「四千九百円」に改め、同表第五号イ中「二千五百円」を「二千五十円」に改め、同号口中「千二百円」を「千円」に改め、同表第六号イ中「三千六百五十円」を「三千六百円」に改め、同号口中「千二百円」を「千円」に改め、同表第八号イ中「二万四千七百円」を「二万三千五百円」に改め、同号イただし書中「三千七百五十円」を「二千九百五十円」に、「三百円」を「三百五十円」に改め、同号イ(2)中「七千五十円」を「七千円」に改め、同号イ(3)及び(4)中「二千五百五十円」を「二千五百円」に改め、同号イ(5)中「二千二百円」を「二千二百五十円」に改め、同号イ(6)中「二千二百円」を「千八百五十円」に改め、同号口中「二万五百円」を「一万九千六百五十円」に改め、同号口ただし書中「九百五十円」を「九百円」に、「三百円」を「二百円」に改め、同号口(1)中「三千九百五十円」を「三千七百五十円」に改め、同号口(2)中「六千七百五十円」を「六千四百円」に改め、同号口(3)及び(4)中「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同号口(5)中「千九百五十円」を「二千円」に改め、同号口(6)中「二千円」を「千九百五十円」に改め、同号八中「一万四千五百円」を「一万四千五百円」に改め、同号八ただし書中「三百円」を「三百五十円」に改め、同号八(1)中「千三百五十円」を「千三百円」に改め、同号八(2)中「二千二百五十円」を「二千二百円」に改め、同号八(3)及び(4)中「二千五百五十円」を「二千五百円」に改め、同号八(5)中「二千五十円」を「二千二百五十円」に改め、同号八(6)中「二千円」を「二千四百五十円」に改め、同号二中「二万二千四百五十円」を「二万千八百五十円」に改め、同号二ただし書中「三千二百五十円」を「三千五十円」に改め、同号二(1)中「四千六百円」を「四千四百五十円」に改め、同号二(2)中「七千九百五十円」を「七千八百円」に改め、同号二(3)中「三千二百円」を「三千五百円」に改め、同号二(4)中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同表第十号イ中「一万五千六百五十円」を「一万五千円」に改め、同号イただし書中「三千四百五十円」を「三千円」に、「については百五十円」を「については百円」に改め、同号イ(1)中「四千四百五十円」を「四千百五十円」に改め、同号イ(2)中「千三百円」を「千四百五十円」に改め、同号イ(3)中「千二百五十円」を「千三百五十円」に改め、同号イ(6)中「千四百円」を「千三百五十円」に改め、同号口中「一万二千百五十円」を「一万千八百円」に改め、同号口ただし書中「九百円」を「九百五十円」に改め、同号口(1)中「四千百円」を「三千七百五十円」に改め、同号口(2)中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同号口(3)中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同号口(4)及び(5)中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同号口(6)中「千二百円」を「千五百五十円」に改め、同号八中「九千五百円」を「九千四百五十円」に改め、同号八

ただし書中「千円」を「千五百円」に改め、同号八(1)中「千三百五十円」を「千三百円」に改め、同号八(2)中「千三百円」を「千五百円」に改め、同号八(3)中「千二百五十円」を「千五百円」に改め、同号二中「一万三千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、同号二ただし書中「二千九百五十円」を「三千五十円」に改め、同号二(1)中「四千八百円」を「四千四百五十円」に改め、同号二(2)中「二千円」を「千九百円」に改め、同号二(3)中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同表第十一号イ中「二千五十円」を「千九百五十円」に、「三千五十円」を「二千八百円」に改め、同号口中「千九百円」を「千七百円」に、「三千五百五十円」を「三千二百五十円」に改め、同号八中「千五百円」を「千円」に改め、同表第十二号中「二千五百五十円」を「二千五百円」に改め、同表第十二号の二中「六百円」を「五百五十円」に改め、同表第十二号の三の次に次の一号を加える。

<p>十二の四 道路交通法 第一百四条の四第七項 の規定による道路交 通法施行規則（昭和 三十五年総理府令第 六十号）第三十条の 十三第一項の規定に 基づく運転経歴証明 書の再交付</p>	<p>運転経歴証明書 再交付手数料</p>	<p>千円</p>
--	------------------------------------	-----------

別表第七号の表第十三号中「二千六百五十円」を「二千四百円」に改め、同表第十四号口中「二千六百元」を「二千四百五十円」に改め、同号八中「二千三百円」を「二千二百円」に改め、同号ホ(1)中「四千二百円」を「四千五百五十円」に改め、同号ホ(2)中「四千百円」を「四千五十円」に改め、同号ヘ中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同号チ中「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同号リ中「七百五十円」を「六百五十円」に改め、同号又(1)中「二千五百円」を「二千百円」に改め、同号又(2)中「二千八百円」を「二千七百五十円」に改め、同号又(3)中「二千七百円」を「二千六百元」に改め、同号又(4)中「二千五百五十円」を「二千四百五十円」に改め、同号ル(1)中「七百元」を「六百元」に改め、同号ル(2)中「千五十円」を「九百五十円」に改め、同号ル(3)中「千七百円」を「千五百円」に、「千五十円」を「九百五十円」に改め、同号ワ中「一万三千四百円」を「一万三千三百五十円」に改め、「（昭和三十五年総理府令第六十号）」を削

り、「九千四百円」を「九千二百円」に改め、同表第十五号イ中「千八百円」を「千六百円」に改め、同表第十七号中「千七百円」を「千五百五十円」に、「三千三百五十円」を「三千百円」に改める。

（埼玉県証紙条例の一部改正）

第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の項第四十四号の三の次に次の一号を加える。

—— 四十四の四 運転経歴証明書再交付手数料

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

規則

埼玉県障害児通所給付費等不服審査会規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十一号

埼玉県障害児通所給付費等不服審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県障害児通所給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第二条 審査会の委員の定数は、十四人以内とする。

(会長)

第三条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(会議)

第四条 審査会の会議は、会長が議長となる。

(議事録)

第五条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名し、又は記名押印しなければならない。

(合議体)

第六条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第四十四条の六第三項に規定する合議体(以下この条において「合議体」という。)を構成する委員の定数は、七人とする。

2 合議体の会議は、その合議体の長が議長となる。

3 前条の規定は、合議体の会議について準用する。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、福祉部障害者自立支援課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十二号

埼玉県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則（平成十八年埼玉県規則第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「基準」を「要件」に改める。

第一条中「基準」を「要件」に改める。

第二条第四号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

第十条に次の一号を加える。

八 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十三号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則

(特定地域)

第一条 埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号。以下「条例」という。）第二条第一項の規則で定める地域は、別表に定める市町村の区域とする。

(小児科を示す名称)

第二条 条例第二条第三項の規則で定める名称は、新生児及び児童とする。

(貸与の対象者)

第三条 条例第三条第一号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 貸与の申請の時に貸与を受けようとする者の親又は未成年後見人である親族が県内に住所を有する者
 - 二 県内の中等教育学校を卒業する見込みであると認められる者又は卒業した者
 - 三 県内の特別支援学校の高等部を卒業する見込みであると認められる者又は卒業した者
 - 四 県内の高等専門学校の第三学年の課程を修了する見込みであると認められる者又は修了した者
 - 五 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十三条第三号の規定により文部科学大臣が指定した県内の専修学校の高等課程を同号の文部科学大臣が定める日以後に修了する見込みであると認められる者又は修了した者
- (申請手続)

第四条 条例の規定により奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人二人を立て、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 様式第一号の医師育成奨学金貸与申請書

二 様式第二号の誓約書

(連帯保証人)

第五条 前条の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(貸与等の決定)

第六条 知事は、第四条の書類の提出があつたときは、これを審査の上、貸与の可否を決定し、貸与すると決定したときは貸与する奨学金の額及び貸与期間を、貸与しないと決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

(交付の方法)

第七条 条例第四条第一項の奨学金は、四半期ごとに三月分を交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第四条第二項の規定により貸与する奨学金は、一括して交付する。

(辞退等の届出)

第八条 奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 県外の大学の医学を履修する課程に入学せず、又は在学しなくなったとき。
- 二 同種の奨学金の貸与を受けたとき。
- 三 大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- 四 大学に復学し、又は停学の期間が満了したとき。
- 五 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。
- 六 同一の学年の課程を再度履修することとなったとき。

(交付停止期間等)

第九条 条例第六条の規定による奨学金の交付の停止の期間は、停止の原因となつた理由(以下この条において「交付停止理由」という。)が発生した日の属する月の翌月から交付停止理由が消滅した日の属する月までの間(次項において「交付停止期間」という。)とする。

2 交付停止期間に係る奨学金が交付されているときは、当該奨学金の交付を受けている者は当該奨学金を返還しなければならない。ただし、知事が当該奨学金を交付停止理由が消滅した日の属する月の翌月以降に交付すべき奨学金に充てるものと決定したときは、この限りでない。

(返還の方法)

第十条 貸与を受けた奨学金は、当該奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、一時に返還しなければならない。

一 条例第六条の規定により奨学金の貸与の決定を取り消されたとき。

二 医師免許を得た後直ちに条例第八条第一号に規定する勤務をしなかつたとき

(条例第八条第二号又は第五号の規定により奨学金の返還の債務の履行を猶予されている場合を除く。)

三 条例第八条第二号、第三号又は第五号の規定による奨学金の返還の債務の履行猶予を受けた者が、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて条例第八条第一号に規定する勤務をしなかったとき。

四 条例第八条第四号の規定による奨学金の返還の債務の履行猶予を受けた者が、大学を卒業する日の属する年度の翌年度に実施される医師国家試験に合格しなかつたとき。

五 条例第九条第一項又は第二項の規定による奨学金の返還の債務の免除を受ける前に、条例第八条第一号に規定する勤務をしなくなつたとき（条例第八条第一号、第三号又は第五号の規定により奨学金の返還の債務の履行を猶予されている場合を除く。）。

（返還の債務の裁量免除額等）

第十一条 条例第十条の規定により免除することができるとする奨学金の返還の債務の額は、条例第八条第一号に規定する勤務の期間を奨学金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間で除して得た数値（この数値に小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を奨学金の返還の債務の額（履行期が到来していない部分に限る。）に乗じて得た額とする。

2 前項に規定する勤務の期間の計算については、月を単位とするものとし、一月に満たない期間は、これを切り捨てる。

（返還の債務の履行猶予又は免除の申請）

第十二条 条例第八条、第九条第一項若しくは第二項又は第十条の規定により、奨学金の返還の債務の履行の猶予又は免除を受けようとする者は、様式第三号の医師育成奨学金返還猶予（免除）申請書に当該履行の猶予又は免除を受けようとする理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、これを審査の上、可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（在学届）

第十三条 奨学金の交付を受けている者は、毎年四月一日から同月三十日までの間に、様式第四号の在学届に在学証明書を添えて知事に提出しなければならない。

（卒業届）

第十四条 奨学金の貸与を受けた者が当該奨学金の貸与に係る大学の医学を履修する課程を修了し、大学を卒業したときは、速やかに様式第五号の卒業届に卒業証明書添えて知事に提出しなければならない。

（臨床研修受講開始届等）

第十五条 奨学金の貸与を受けた者が医師免許を得た後、臨床研修の受講を開始し、

又は修了したときは、速やかに様式第六号の臨床研修受講開始（修了）届を知事に提出しなければならない。

（勤務届）

第十六条 奨学金の貸与を受けた者が臨床研修を修了した後、条例第八条第一号に規定する勤務（臨床研修を受講している場合を除く。）をしたときは、速やかに様式第七号の勤務届を知事に提出しなければならない。

（後期研修受講開始届等）

第十七条 奨学金の貸与を受けた者が後期研修の受講を開始し、又は修了したときは、速やかに様式第八号の後期研修受講開始（修了）届を知事に提出しなければならない。

（異動届）

第十八条 奨学金の交付を受けている者又は貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 住所又は氏名に変更があったとき。
- 二 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- 三 受講している臨床研修又は後期研修について、その受講を辞退し、若しくは中断しようとするとき、又は当該臨床研修又は後期研修を実施する病院から受講の承認を取り消され、若しくは中断を命ぜられたとき。
- 四 第十六条の規定により届け出た事項（この号の規定により届け出た事項を含む。）に変更があったとき。

五 条例第八条第四号又は第五号の規定による奨学金の返還の債務の履行猶予を受けている場合において、当該履行猶予を受けることとなった理由が消滅したとき。

（報告の要求）

第十九条 知事は、奨学金の貸与の目的を達成するため必要があるときは、奨学金の交付を受けている者又は貸与を受けた者に報告を求めることができる。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表（第一条関係）

熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、久喜市、蓮田市、幸手市、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町及びときがわ町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町及び東秩父村、児玉郡美里町、神川町及び上里町、大里郡寄居町、南埼玉郡宮代町及び白岡町並びに北葛飾郡杉

戸町

様式第1号 (第4条関係)

埼玉県医師育成奨学金貸与申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住 所

氏 名

⑩

生年月日

年 月 日生

電話番号

埼玉県医師育成奨学金の貸与を受けたいので、埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 在学 (出身) の高等学校等

(1) 名 称

(2) 所在地

(3) 卒業年月

年 月卒業 (見込み)

2 大学の名称及び学部・学科名

大学

学部

学科

3 貸与申請金額

月額

円

大学に入学するために必要な費用

円

4 貸与申請期間

年 月から 年 月まで

※ 申請者が未成年の場合に記入してください。
上記申請について同意します。

親権者 (未成年後見人)

住所

氏名

⑩ 続柄

親権者 (未成年後見人)

住所

氏名

⑩ 続柄

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

私は、埼玉県医師育成奨学金貸与条例 (以下「条例」という。) の規定により奨学金の貸与を受け
るに当たり、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、大学を卒業し、医師免許を得た後は、
条例第8条各号 (第4号を除く。) のいずれかに該当する場合を除き、条例及び埼玉県医師育成奨学
金貸与条例施行規則 (以下「規則」という。) の規定に基づき埼玉県内の特定地域の公的医療機関又
は特定診療科等において条例に規定する期間、医師として勤務し、奨学金の返還の事由が生じたとき
は遅滞なく返還することを誓約します。

なお、条例及び規則の規定に違反したとき、並びに奨学金貸与申請書等の埼玉県知事宛てに提出し
た書類に虚偽の記載があったときは、貸与の取消し又は奨学金の交付の停止をされても異議ありませ
ん。

申請者 住所 氏名 ④

上記の者が条例の規定により貸与を受ける奨学金の返還の債務について、連帯して保証します。

連帯保証人 住所 氏名 ④
生年月日 年 月 日生
申請者との関係
電話番号

連帯保証人 住所 氏名 ④
生年月日 年 月 日生
申請者との関係
電話番号

様式第3号 (第12条関係)

埼玉県医師育成奨学金返還猶予 (免除) 申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住 所

氏 名

④

貸与番号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の規定により貸与を受けた奨学金の返還の債務の履行猶予 (免除) を下記のとおり受けたいので、埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則第12条第1項の規定により申請します。

記

1 貸与を受けた期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 貸与を受けた奨学金の額

円

3 猶予を受けようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 免除を受けようとする額

円

5 理由 (当該理由を証する書類を添付すること。)

様式第4号 (第13条関係)

在 学 届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

貸与番号

印

県外の大学において医学を履修する課程に下記のとおり在学していますので、埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）第13条の規定により届け出ます。

なお、引き続き、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、大学を卒業し、医師免許を得た後は、埼玉県医師育成奨学金貸与条例第8条各号（第4号を除く。）のいずれかに該当する場合を除き、同条例及び規則の規定に基づき県内の特定地域の公的医療機関又は特定診療科等において医師として勤務する意思を有しています。

記

1 在学している大学名及び学部・学科名
大学 学部 学科

2 在学している学年
第 学年

3 添付書類
在学証明書

卒業届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

貸与番号

印

県外の大学の医学を履修する課程を修了し、大学を卒業したので、埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則第14条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 卒業した大学名及び学部・学科名

大学

学部

学科

2 卒業後の進路

(1) 臨床研修を開始する場合

ア 病院名

イ 病院所在地

(2) 臨床研修を開始できない場合

ア 臨床研修を開始できない理由

イ 臨床研修開始見込み時期

3 添付書類

卒業証明書

様式第 6 号 (第 1 5 条関係)

臨床研修受講開始 (修了) 届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所
氏 名
貸与番号

印

年 月 日に臨床研修の受講を開始 (修了) したので、埼玉県医師育成奨学金貸与条例
施行規則第 1 5 条の規定により届け出ます。

上記の者は、当院において臨床研修の受講を開始 (修了) したことを証明します。

年 月 日

所在地
病院名
病院長

印

様式第7号 (第16条関係)

勤 務 届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所
氏 名
貸与番号

印

臨床研修修了後、県内の医療機関において医師として下記のとおり勤務しているので、埼玉県医師
育成奨学金貸与条例施行規則第16条の規定により届け出ます。

記

- 1 病院 (診療所) 名及び診療科名
- 2 病院 (診療所) の所在地
- 3 就職年月日 年 月 日

上記のとおり勤務していることを証明します。

年 月 日

所在地

病院 (診療所) 名
病院 (診療所) 長

印

様式第 8 号 (第 17 条関係)

後期研修受講開始 (修了) 届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所
氏 名
貸与番号

印

後期研修の受講を下記のとおり開始 (修了) したので、埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則第 17 条の規定により届け出ます。

記

- 1 研修先の病院及び診療科名
- 2 後期研修の種類
- 3 後期研修の開始 (修了) 年月日
年 月 日
- 4 研修期間
年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり、当院において後期研修の受講を開始 (修了) したことを証明します。

年 月 日

所在地
病院名
病院長

印

規則

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十四号

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則（平成二十二年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「毎月当月分」を「四半期ごとに三月分」に改め、同条ただし書中「ただし、」の下に「知事が」を、「理由がある」の下に「と認める」を加え、「あらかじめ二月分又は三月分を交付することができる」を「この限りでない」に改める。

第六条中「翌月分から臨床研修の受講を再開した日の属する月の分まで研修資金の貸与を行わないものとする」を「翌月から臨床研修の受講を再開した日の属する月までの間（次項において「交付停止期間」という。）、研修資金の交付を停止することができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により研修資金の交付を停止した場合において、交付停止期間に係る研修資金を交付しているときは、知事は、当該研修資金を臨床研修の受講を再開した日の属する月の翌月以降に交付すべき研修資金に充てることができる。

第八条を次のように改める。

（規則で定める奨学金）

第八条 条例第十条第四項の規則で定める奨学金は、次に掲げる奨学金とする。

一 埼玉県地域医療再生基金条例（平成二十一年埼玉県条例第六十八号）第一条の地域医療再生計画に基づく地域枠医学生奨学金

二 埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）第一条の奨学金

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十五号

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「毎月当月分」を「四半期ごとに三月分」に改め、同条ただし書中「ただし、」の下に「知事が」を、「理由がある」の下に「と認める」を加え、「あらかじめ二月分又は三月分を交付することができる」を「この限りでない」に改める。

第七条中「翌月分から後期研修の受講を再開した日の属する月の分まで研修資金の貸与を行わないものとする」を「翌月から後期研修の受講を再開した日の属する月までの間（次項において「交付停止期間」という。）、研修資金の交付を停止することができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により研修資金の交付を停止した場合において、交付停止期間に係る研修資金を交付しているときは、知事は、当該研修資金を後期研修の受講を再開した日の属する月の翌月以降に交付すべき研修資金に充てることができる。

第九条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年条例第十五号）第一条の奨学金

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

規則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表県立学校部の項中「生徒指導課」の下に「、教職員採用課」を加え、「、高校改革推進課」を削る。

第六条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第八条中「事務」の下に「（教職員採用課において所掌するものを除く。）」を加え、同条中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 高等学校教育の改革に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の三 教職員採用課においては、次の事務を所掌する。

- 一 教員の採用のための選考に関すること。
- 二 実習助手及び寄宿舎指導員の採用のための選考に関すること。
- 三 教育職員の免許に関すること。
- 四 県立学校部副部長（教職員採用課、保健体育課及び特別支援教育課を所掌する副部長に限る。）の庶務に関すること。

第十一条の二を削る。

第十二条各号列記以外の部分中「事務」の下に「（教職員採用課において所掌するものを除く。）」を加える。

第二十一条第二項の表県立学校人事課、高校改革推進課及び小中学校人事課の項中「、高校改革推進課」を「、教職員採用課」に改める。

第二十三条第二項の表専門員の項の前に次の一項を加える。

主任専門員

上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

規則

埼玉県立文書館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第九号

埼玉県立文書館管理規則等の一部を改正する規則

(埼玉県立文書館管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県立文書館管理規則(昭和五十年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項の表専門員の項の前に次の一項を加える。

主任専門員

上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相
当困難なものに従事する。

(埼玉県立近代美術館管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立近代美術館管理規則(昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項の表専門員の項の前に次の一項を加える。

主任専門員

上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相
当困難なものに従事する。

(埼玉県立武道館管理規則の一部改正)

第三条 埼玉県立武道館管理規則(昭和五十八年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項の表専門員の項の前に次の一項を加える。

主任専門員

上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相
当困難なものに従事する。

(埼玉県立総合教育センター管理規則の一部改正)

第四条 埼玉県立総合教育センター管理規則(平成十二年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表専門員の項の前に次の一項を加える。

主任専門員

上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相
当困難なものに従事する。

(埼玉県立図書館管理規則の一部改正)

第五条 埼玉県立図書館管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第十九号)の
一部を次のように改正する。

第十七条第四項の表専門員の項の前に次の一項を加える。

主任専門員

上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相
当困難なものに従事する。

(埼玉県立げんきプラザ管理規則の一部改正)

第六条 埼玉県立げんきプラザ管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十
三号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項の表専門員の項の前に次の一項を加える。

主任専門員

上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相
当困難なものに従事する。

(埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則の一部改正)

第七条 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則
第八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第四項の表専門員の項の前に次の一項を加える。

主任専門員

上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相
当困難なものに従事する。

(埼玉県立史跡の博物館管理規則の一部改正)

第八条 埼玉県立史跡の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第九号)
の一部を次のように改正する。

第十五条第四項の表専門員の項の前に次の一項を加える。

主任専門員

上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相
当困難なものに従事する。

(埼玉県立自然と川の博物館管理規則の一部改正)

第九条 埼玉県立自然と川の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第
十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項の表専門員の項の前に次の一項を加える。

主任専門員
上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

規則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸一

埼玉県教育委員会規則第十号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二級の項中「又は養護教諭」を「、養護教諭又は栄養教諭」に改める。
別表第五教諭及び養護教諭の項中「及び養護教諭」を「、養護教諭及び栄養教諭」に改める。

別表第九の一大学卒の項中

3 専門職学位課程修了

学校教育法による専門

職大学院専門職学位課程の修了

を

3 専門職学位課程修了

(1)	学
(2)	上

校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格

に改める。

別表第十二教諭及び養護教諭の項中「及び養護教諭」を「、養護教諭及び栄養教諭」に改める。

別表第十三教諭、養護教諭又は栄養教諭の項中「又は」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

規 則

平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第十一号

平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「受ける給料月額」の下に「（以下この項において「改正後給料月額」という。）」を、「これを切り捨てた額」の下に「。以下この項において「改正前給料月額」という。」を加え、「その差額に相当する額」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間は、改正前給料月額と改正後給料月額との差額（以下この項において単に「差額」という。）から差額の二分の一に相当する額（その額が一万円を超えるときは、一万円）を減じた額（その額が一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十五年四月一日以降は、差額から一万円に平成二十四年四月一日から給料の支給日までの期間に一年を加えた期間の年数（その年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た額（以下「算出額」という。）を減じた額（その額が一円以上となる場合に限る。）」に改め、同条第二項中「給料月額」の下に「（以下この項において「改正後給料月額」という。）」を、「切り捨てた額」の下に「。以下この項において「改正前給料月額」という。」を加え、「その差額に相当する額」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間は、改正前給料月額と改正後給料月額との差額（以下この項において単に「差額」という。）から差額の二分の一に相当する額（その額が一万円を超えるときは、一万円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十五年四月一日以降は、差額から算出額を減じた額（その額が一円以上となる場合に限る。）」に改める。

第五条第一項中「受ける給料月額」の下に「（以下この項において「改正後給料月額」という。）」を、「切り捨てた額」の下に「。以下この項において「改正前給料月額」という。」を加え、「その差額に相当する額」を「平成二十四年四月一

日から平成二十五年三月三十一日までの間は、改正前給料月額と改正後給料月額との差額（以下この項において単に「差額」という。）から差額の二分の一に相当する額（その額が一万円を超えるときは、一万円）を減じた額（その額が一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十五年四月一日以降は、差額から算出額を減じた額（その額が一円以上となる場合に限る。）に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

規則

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸一

埼玉県教育委員会規則第十二号

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項中「養護」の下に「又は栄養の指導及び管理」を加える。

第七条の二の次に次の一条を加える。

（栄養教諭）

第七条の三 学校に、必要に応じて栄養教諭を置くことができる。

第八条第四項の表専門員の項の前に次の一項を加える。

主任専門員	
事務職員	技術職員
上司の命を受け、事務又は学校図書館の事務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。	上司の命を受け、技術又は給食の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。

第九条の二第八項中「学校の教諭」の下に「又は栄養教諭」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（埼玉県立特別支援学校管理規則の一部改正）

2 埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「、第八条」を「から第八条まで」に改める。

（埼玉県立中学校管理規則の一部改正）

3 埼玉県立中学校管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第七条の二」の下に「、第七条の三」を加える。

規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第十三号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第十四号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「をいう。以下この条」の下に「及び第十条第三項第一号」を加える。

第十条第三項中「年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる」を「次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める時間数又は日数を単位とする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 不斉一型短時間勤務職員が、一回の勤務に割り振られた勤務時間（四時間の勤務時間の割振り変更が行われた場合にあつては、当該四時間の勤務時間の割振り変更が行われた後の勤務時間。以下この号において同じ。）に一時間未満の端数がある場合において、当該勤務時間のすべてを勤務しないとき（当該勤務時間が一日を単位として年次休暇が与えられる時間である場合を除く。）

当該勤務時間の時間数（一時間未満の端数を含む。）

二 年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるとき 当該残日数（一時間未満の端数を含む。）

第十条第五項中「一時間」の下に「及び第三項第一号で規定する時間数」を加える。

第十二条第一項第四号中「一週間の勤務日」を「一週間ごとの勤務日」に、「百八時間三十分」に条例第三条第二項から第四項までの規定に基づき定められたその者の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して」を「十四日にその者の一週間当たりの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて」に改め、同項第六号に次のように加える。

ホ 地震、水害、火災その他その子の安全を確保する緊急の必要により、その子が在籍する学校等から保護者へその子の引渡しが必要されている場合

第十二条第一項第十二号中「一週間の勤務日」を「一週間ごとの勤務日」に、「三十八時間四十五分に条例第三条第二項から第四項までの規定に基づき定められたその者の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間を、七時間四十五分を一日として日に換算して」を「五日にその者の一週間当たりの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて」に改め、同項第二十四号中「一週間の勤務日」を「一週間ごとの勤務日」に、「三十八時間四十五分（県教育委員会が人事委員会と協議して定めるときは、七十七時間三十分）に条例第三条第二項から第四項までの規定に基づき定められたその者の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間を、七時間四十五分を一日として日に換算して」を「五日（県教育委員会が人事委員会と協議して定めるときは、十日）にその者の一週間当たりの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第十五号

埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の表主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員の項区分の欄中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第十六号

埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会規則の一部を改正する規則

埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第五条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立近代美術館協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第十七号

埼玉県立近代美術館協議会規則の一部を改正する規則

埼玉県立近代美術館協議会規則（昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第五条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「原動機付自転車の運転免許」の次に「並びに法第104条の4に規定する運転経歴証明書」を加え、同項第4号中「及び第18条の4第1項」を「、第18条の4第1項」に改め、「運転経歴証明書交付申請書」の次に「並びに同条第2項に規定する運転経歴証明書記載事項変更届及び運転経歴証明書再交付申請書」を加え、同条第4項中「及び第6号」を「及び運転経歴証明書交付申請書並びに第6号」に、「免許用写真」を「申請用写真」に改める。

第18条の4を次のように改める。

（運転経歴証明書に係る書面）

第18条の4 法第104条の4第5項の規定により運転経歴証明書の交付を申請しようとする者のうち、申請による免許の取消しと同日に運転経歴証明書の交付を申請しようとするものは別記様式第14の2の運転経歴証明書交付申請書を、申請による免許の取消しをした日後に運転経歴証明書の交付を申請しようとするものは別記様式第14の2の2の運転経歴証明書交付申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

2 規則第30条の12の規定により運転経歴証明書の記載事項の変更の届出をしようとする者は別記様式第14の3の運転経歴証明書記載事項変更届を、規則第30条の13の規定により運転経歴証明書の再交付を申請しようとする者は別記様式第14の3の2の運転経歴証明書再交付申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

第26条第2項中「第17条第2項第7号に規定する免許用写真」を「第17条第2項第8号に規定する申請用写真」に改める。

別記様式第14の2を次のように改める。

別記様式第14の2（第18条の4関係）

太線内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。

取扱所属

警察署

運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿

次のとおり運転経歴証明書の交付を申請します。

ふりがな		電話番号	-	-
氏 名		電話番号	-	-
運 転 免 許 証 の 写 し				
記 載 事 項 変 更	新 住 所	電話番号 - -		
	ふりがな			
	新 氏 名			

--	--	--	--	--

受 理		照 会		登 録		交 付	
--------	--	--------	--	--------	--	--------	--

別記様式第14の2の次に次の1様式を加える。



太線内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。

運転経歴証明書交付申請書		年 月 日
埼玉県公安委員会 殿		
次のとおり運転経歴証明書の交付を申請します。		
ふりがな		
氏 名		
生年月日		年 月 日
電話番号		
記載事項変更	新 住 所	電話番号 - -
	ふりがな	
	新 氏 名	

受付所属	
------	--

運転免許証番号	第												号
---------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

取消しの日	年 月 日	取消通知書の番号	第 号
理由	1 有効免許（申請取消し） 3 取消免許（申請取消し後5年以内）		

受		照		登		交	
理		会		録		付	

別記様式第14の3を次のように改める。

別記様式第14の3（第18条の4関係）

太線内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。

運転経歴証明書記載事項変更届

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

次のとおり運転経歴証明書記載事項の変更を届け出ます。

氏 名 _____

運転経歴証明書の写し

新 住 所

電話番号

ふりがな

新 氏 名

受付所属

住所は、アパート、マンション等の場合は、部屋番号を記入してください。

氏名を変更する場合は、本籍が記載された住民票を添付してください。

住所のみを変更する場合は、住民票、健康保険証、公共料金の請求書等の現に居住する場所を確認できるものを提示してください。

受 理		照 会		登 録		交 付	
--------	--	--------	--	--------	--	--------	--

別記様式第14の3の次に次の1様式を加える。



太線内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。

運転経歴証明書再交付申請書		年 月 日
埼玉県公安委員会 殿		
次のとおり運転経歴証明書の再交付を申請します。		
ふりがな		
氏 名		
生年月日		年 月 日
電話番号		
記載事項変更	新住所	電話番号 - -
	ふりがな	
新氏名		

	受付所属	
--	------	--

運転免許証番号	第		号
---------	---	--	---

取消しの日	年 月 日	取消通知書の番号	第	号
理由	2 再交付（H24.4.1以降交付） 4 経歴証明書保有（H24.3.31以前交付）			

受		照		登		交	
理		会		録		付	

(裏面)

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

運転経歴証明書亡失・滅失等てん末書

亡失・滅失 年 月 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃から 年 月 日 午前・午後 時 分頃までの間		
亡失・滅失の 場所(区間等)	1 自宅周辺 2 埼玉県内 (から までの間) 3 その他 ()		
亡失・滅失の状 況(具体的)	散歩・移動・仕事・通勤・観光・遊び・買物 空き巣・忍び込み・置き引き・車上狙い・ひったくり・強盗・恐喝 その他()		
届出の有無	1 届出をした	届出年月日	年 月 日
	2 届出をしていない	届出先	警察署 (交番)
過去1年以内の 再交付回数	0回 ・ 1回 ・ 2回 ・ 3回以上		
<p>私は、上記の理由及び事実によって、運転経歴証明書の再交付を申請しますが、このてん末書に記載した内容は、全て事実と相違ありません。</p> <p>また、私は、運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや、亡失した運転経歴証明書を発見したときは、法令の定めにより速やかに返納しなければならないことを知っていますので、これに違反しないことを誓います。</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>			

別記様式第25の2及び別記様式第25の2の2を次のように改める。

証紙	証紙	証紙	証紙	優良	一般	3
(手数料貼付欄)				違反	初回	4

運転免許証更新・講習受講申請書

埼玉県公安委員会 殿

年 月 日

太枠内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。

ふりがな 氏名	(姓) _____ (名) _____	男 ・ 女	生 年 月 日	大・昭・平	暗 証 番 号	1				
(現在の氏名)				年 月 日		2				
電話番号	自宅・携帯・呼出・勤務先				()					

免許証の写し

記載事項変更届				視 力	裸	左	・
○本籍、住所、氏名等を変更する場合は、該当部分のみ記入してください。 <small>(合併、市制、町制等により表示変更があった場合も記入してください。)</small>						眼	右
					眼		両眼
鏡	左	・					
	右	・					
					等	両眼	・
						聴力	合・否
					運	動能力	合・否
						深	裸
視	眼鏡等	合・否					
					視野		度
					適性検査印		

印字欄

交付年月日・照会番号 年 月 日

申請書裏面の病気の症状等の申告欄を読んで該当する番号に○印を付けてください。
 1 2 3 4 5 6 7 8
 (年 月 日)

受付所属 署

登録者印

(裏面)

病 気 の 症 状 等 申 告 欄	<p>1 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方</p> <p>2 1に該当する方で、これまでの免許の取得時又は免許証の更新の申請時に申告していない意識消失の経験がある方</p> <p>3 病気を原因として発作的に身体の一部又は全部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方</p> <p>4 3に該当する方で、これまでの免許の取得時又は免許証の更新の申請時に申告していないけいれん又は麻痺の経験がある方</p> <p>5 十分な睡眠時間をとっているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方</p> <p>6 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方</p> <p>7 1から6までのいずれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方</p> <p>8 1から6までのどれにも該当しない方</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p>
---	--

証紙	証紙	証紙	証紙	優良	一般	3	
(手数料貼付欄)					違反	初回	4
					5		

運転免許証更新・講習受講申請書

埼玉県公安委員会 殿

年 月 日

太枠内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。

ふりがな氏名 <small>(現在の氏名)</small>	(姓) _____ (名) _____	男 女	生年月日 ____年 ____月 ____日	大・昭・平 ____年 ____月 ____日	暗証番号 1 2			
----------------------------------	---------------------	--------	---------------------------	----------------------------	----------------	--	--	--

電話番号 自宅・携帯・呼出・勤務先 ()

免許証の記載事項	氏名	_____	生年月日	____年 ____月 ____日														
	本籍	_____																
	住所	_____																
	交付年月日	____年 ____月 ____日	公安委員会															
	有効期限	____年 ____月 ____日	まで有効															
	免許の条件等	_____																
	免許証番号	第 _____ 号	_____															
免許年月日	二・小・原	昭・平	____年 ____月 ____日	免○ 許を のつ 種け 類る	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	その他	昭・平	____年 ____月 ____日		大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	けん
	二種免許	昭・平	____年 ____月 ____日		型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二

記載事項変更届

○本籍、住所、氏名等を変更する場合は、該当部分のみ記入してください。
(合併、市制、町制等により表示変更があった場合も記入してください。)

本籍	_____
住所	埼玉県
ふりがな氏名	(姓) _____ (名) _____
生年月日	大・昭・平 ____年 ____月 ____日

視力	裸眼	左	・
		右	・
	眼鏡等	両眼	・
	左	・	
	右	・	
	両眼	・	
聴力	合	・	否
運動能力	合	・	否

新条件 _____

深視力	裸眼	合	・	否
	眼鏡等	合	・	否

印字欄 _____

視野 _____ 度

交付年月日・照会番号 ____年 ____月 ____日

適性検査印 _____

申請書裏面の病気の症状等の申告欄を読んで該当する番号に○印を付けてください。
1 2 3 4 5 6 7 8
(____年 ____月 ____日)

受付所属 _____ 署

登録者印 _____

(裏面)

病 気 の 症 状 等 申 告 欄	<p>1 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方</p> <p>2 1に該当する方で、これまでの免許の取得時又は免許証の更新の申請時に申告していない意識消失の経験がある方</p> <p>3 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方</p> <p>4 3に該当する方で、これまでの免許の取得時又は免許証の更新の申請時に申告していないけいれん又は麻痺の経験がある方</p> <p>5 十分な睡眠時間をとっているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方</p> <p>6 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方</p> <p>7 1から6までのいずれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p>8 1から6までのどれにも該当しない方</p>
---	--

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則別記様式第25の2及び別記様式第25の2の2による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会規則七 九四二

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 二二二）の一部を次のように改正する。

別表第二亦医療職給料表(二)級別資格基準表を次のように改める。

言語聴覚士 視能訓練士 作業療法士 理学療法士 臨床検査技師 診療放射線技師				衛生検査技師 栄養士				獣 薬 医 剤 師 師				職 種	学歴 免許等		職務の級
													短大卒	大学卒	
○				○									一級		
一	一	○		二・五	二・五	○		○		○			二級		
六	五	五	五	八	五	五	五	五	五	二	二		三級		
九	三	八	三	十一	三	八	三	八	三	五	三		四級		
十三	四	十二	四	十五	四	十二	四	十二	四	九	四		五級		

その他		高 校 卒		短 大 卒		高 校 卒		短 大 卒		高 校 専 攻 科 卒		短 大 二 卒		短 大 三 卒		義 肢 装 具 士	
四		○		○		○		○		○		○		○		○	
める	別に定	める	別に定	める	別に定	五	五	二・五	二・五	四	四	二・五	二・五	一	一	一	一
める	別に定	める	別に定	める	別に定	十	五	八	五	九	五	八	五	六	五	六	五
める	別に定	める	別に定	める	別に定	十三	三	十一	三	十二	三	十一	三	九	三	九	三
める	別に定	める	別に定	める	別に定	十七	四	十五	四	十六	四	十五	四	十三	四	十三	四

備考 薬剤師、獣医師、栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、

理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生

士及び歯科技工士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数

は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会

が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第三の一 大学卒の項中

3

専門職学位課程修了

学校教育法による専門

その他	
高 校 卒	短 大 卒
一級五号給	一級十五号給

備考 一 別表第二の医療職給料表(二)級別資格基準表の備考に規定する職員に第十四条第一項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表備考の規定を準用する。

二 薬剤師法の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十四号)附則第三条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「修士課程修了大学六卒」の区分によるものとする。

三 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第五条の三第一号又は第二号の規定に該当する栄養士で同法に規定する管理栄養士となつた者にこの表を適用する場合における初任給は、人事委員会が別に定める。

四 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第三号の規定に該当して義肢装具士となつた者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七―九四三

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

組 織	職	区 分
議会事務局	事務局長	一種
	副事務局長	二種
	参事	二種
	課長	三種
	図書室長	三種
	副課長	四種
知事部局	本庁部長	一種
	知事室長	
	総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。）	二種
	会計管理者	
	参事（人事委員会が定めるものに限る。）	
	東京事務所長	
	総合リハビリテーションセンター長	
	本庁副部長	
	参事	
	報道長	
総合調整幹		
改革政策局長		

副参事

東京事務所副所長

地域振興センター副所長

地域振興センター地域防災幹

川越比企地域振興センター東松山事務所長

北部地域振興センター本庄事務所長

県税事務所長

自動車税事務所支所長

県営競技事務所長

平和資料館長

パスポートセンター副所長

パスポートセンター支所長

婦人相談センター所長

男女共同参画推進センター所長

消費生活支援センター所長

消防学校長

防災航空センター所長

環境管理事務所長

環境科学国際センター室長

環境整備センター所長

福祉事務所長

総合リハビリテーションセンター医療局副局長

精神保健福祉センター副センター長

児童相談所長

埼玉学園長

保健所長

衛生研究所副所長

高等看護学院長

動物指導センター所長

食肉衛生検査センター所長

食肉衛生検査センター北部支所長

計量検定所長

産業技術総合センター室長

	<p>産業技術総合センター―北部研究所長 高等技術専門校長 職業能力開発センター―所長 農林振興センター―副所長 病害虫防除所長 家畜保健衛生所長 秩父高原牧場長 農林総合研究センター―副所長 農林総合研究センター―研究所長 農林総合研究センター―畜産研究所長 農林総合研究センター―森林・緑化研究所長 花と緑の振興センター―所長 寄居林業事務所長 農村整備計画センター―所長 農土整備事務所長 総合技術センター―総合技術幹 総合技術センター―主席工事検査員 西関東連絡道路建設事務所長 総合治水事務所長 八潮新都市建設事務所長 大宮公園事務所長 建築安全センター―所長 営繕工事事務所長</p>	
	<p>本庁副課（所）長 知事室長付副室長 副報道長 副総合調整幹 調整幹 新都心医療拠点企画室長付副室長 主席県民相談員 出納審査幹 地域振興センター―地域調整幹 県税事務所副所長 自動車税事務所副所長</p>	<p>四種</p>

県営競技事務所副所長
平和資料館副館長
パスポートセンター副支所長
婦人相談センター副所長
男女共同参画推進センター副所長
消費生活支援センター副所長
消費生活支援センター支所長
消防学校副校長
消防学校主席講師
環境管理事務所副所長
環境科学国際センター副室長
環境整備センター副所長
福祉事務所副所長
総合リハビリテーションセンター部長
総合リハビリテーションセンター医療局医療
安全管理幹
精神保健福祉センター社会復帰部長
児童相談所副所長
越谷児童相談所草加支所長
埼玉学園副園長
保健所副所長
衛生研究所地域保健企画室長
衛生研究所微生物・ウイルス感染症室長
衛生研究所食品媒介感染症室長
衛生研究所化学検査室長
衛生研究所支所長
動物指導センター南支所長
食肉衛生検査センター副所長
産業技術総合センター副室長
産業技術総合センター北部研究所技術支援交
流室長
高等技術専門校副校長
職業能力開発センター副所長
農林振興センター部長

	<p>家畜保健衛生所副所長 農業大学校副校長 農林総合研究センター室長 農林総合研究センター総務部長 農林総合研究センター研究所副研究所長 花と緑の振興センター副所長 寄居林業事務所副所長 農村整備計画センター副所長 県土整備事務所副所長 総合技術センター技術指導幹 総合技術センター副主席工事検査員 総合治水事務所副所長 八潮新都市建設事務所副所長 大宮公園事務所副所長 建築安全センター副所長 営繕工事事務所副所長 総合リハビリテーションセンター部長（人事委員会が定めるものに限る。）</p>	五種
<p>教育委員会事務局</p>	<p>副教育長 本局部長 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 本局副部長 参事 教育事務所長 総合教育センター所長 総合教育センター総合企画長 図書館長 歴史と民俗の博物館長 近代美術館長</p>	一種
	<p>本局課長 副参事 報道幹 学校管理幹 学校評価幹</p>	三種

<p> 教育指導幹 教育事務所副所長 北部教育事務所支所長 総合教育センター副所長 総合教育センター企画幹 総合教育センター支所長 図書館副館長 歴史と民俗の博物館副館長 さきたま史跡の博物館長 嵐山史跡の博物館長 近代美術館副館長 自然の博物館長 川の博物館長 文書館長 げんきプラザ所長 武道館長 </p>	<p> 教育指導幹 教育事務所副所長 北部教育事務所支所長 総合教育センター副所長 総合教育センター企画幹 総合教育センター支所長 図書館副館長 歴史と民俗の博物館副館長 さきたま史跡の博物館長 嵐山史跡の博物館副館長 自然の博物館副館長 川の博物館副館長 文書館副館長 げんきプラザ副所長 伊奈学園総合高等学校事務局長 </p>
<p>四種</p>	

	<p>大宮中央高等学校事務局長</p> <p>県立学校事務部長</p> <p>伊奈学園総合高等学校事務局次長</p> <p>大宮中央高等学校事務局次長</p> <p>県立学校事務室長</p> <p>県立学校事務長</p>	<p>五種</p> <p>六種</p> <p>七種</p>
警察本部	<p>参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>財務局長</p> <p>組織犯罪対策局長</p> <p>方面本部長</p> <p>運転免許本部長</p> <p>参事</p> <p>参事官</p> <p>理事官</p> <p>警察学校長</p> <p>警察署長（浦和、浦和西、大宮、大宮東、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、東松山、熊谷、深谷、春日部、越谷、久喜、吉川）</p> <p>警察本部の課（室・所・隊）長</p> <p>監察官</p> <p>聴聞官</p> <p>管理官</p> <p>訟務官</p> <p>主席師範</p> <p>総括調査官</p> <p>市警察部副部長</p> <p>市警察部の課長</p> <p>方面本部副本部長</p> <p>警察学校副校長</p> <p>警察署長</p> <p>警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、</p>	<p>一種</p> <p>二種</p> <p>三種</p>

<p>新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川)</p>	<p> 主席調査官 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 情報セキュリティ対策室長 監査室長 装備技術センター所長 照会センター所長 留置センター所長 採用センター所長 犯罪被害者支援室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 防犯のまちづくり推進室長 生活安全特別捜査隊長 環境犯罪対策室長 地域指導室長 航空隊長 刑事指導室長 検視調査室長 暴力団排除対策室長 交通安全対策推進室長 交通管制センター所長 放置駐車対策センター所長 交通反則通告センター所長 外事特別捜査隊長 </p>
	<p>四種</p>

規 則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九四四

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 八五四）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「受ける給料月額」の下に「（以下この項において「改正後給料月額」という。）を、「これを切り捨てた額）」の下に「。以下この項において「改正前給料月額」という。」を加え、「その差額に相当する額」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間は、改正前給料月額と改正後給料月額との差額（以下この項において単に「差額」という。）から差額の二分の一に相当する額（その額が一万円を超えるときは、一万円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十五年四月一日以降は、差額から一万円に平成二十四年四月一日から給料の支給日までの期間に一年を加えた期間の年数（その年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た額（以下「算出額」という。）を減じた額（その額が一円以上となる場合に限る。）」に改め、同条第二項中「給料月額」の下に「（以下この項において「改正後給料月額」という。）を、「切り捨てた額）」の下に「。以下この項において「改正前給料月額」という。」を加え、「その差額に相当する額」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間は、改正前給料月額と改正後給料月額との差額（以下この項において単に「差額」という。）から差額の二分の一に相当する額（その額が一万円を超えるときは、一万円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十五年四月一日以降は、差額から算出額を減じた額（その額が一円以上となる場合に限る。）」に改める。

第五条第一項中「受ける給料月額」の下に「（以下この項において「改正後給料

月額」という。）」を、「切り捨てた額）」の下に「。以下この項において「改正前給料月額」という。）」を加え、「その差額に相当する額」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間は、改正前給料月額と改正後給料月額との差額（以下この項において単に「差額」という。）から差額の二分の一に相当する額（その額が一万円を超えるときは、一万円）を減じた額（その額が一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十五年四月一日以降は、差額から算出額を減じた額（その額が一円以上となる場合に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一七 二一

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七 四）の一部を次のように改正する。

別表第二中「埼玉県信用保証協会」を 「埼玉県信用保証協会
埼玉県町村会」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

埼玉県訓令第一号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

創業・ベンチャー支援センター	全職員	4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	日曜日及び4週間について4日とし、業務の実情に応じ所屬長が定める日	上に同じ。
高等技術専門学校	上に同じ。	1週間につき、38時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間で平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	日曜日及び土曜日	上に同じ。

を

産業技	会議室及	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
-----	------	-------	-------	-------	-------

術総合 センター ー	び多目的 ホールの 利用に関 する業務 に従事す る職員					
	講習会及 び交流事 業に関す る業務に 従事する 職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
高等技 術専門 校	全職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。

11

改定№。

版 更

11の指令で、平成二十四年四月一日から施行する。

1

訓 令

埼玉県訓令第2号

本 庁
地 域 機 関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表秩父高原牧場の項を次のように改める。

秩父高原牧場	牛の飼育の業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	勤務時間が7時間45分の場合、1時間又は45分とし、その時限は、業務の実情に応じ所屬長が定める。
--------	----------------	-------	-------	-------	--

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 前島 富雄

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「收受及び」を削り、同条第一項中「あて」を「宛て」に改める。

別表第一本局の項中

保健体育課	特別支援教育課	高校改革推進課
教保体	教特	教高改

を

教職員採用課	保健体育課	特別支援教育課
--------	-------	---------

に改める。

教採	教保体	教特
----	-----	----

別表第二中「（第二十五条関係）」を「（第二十条関係）」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二教育総務部の表教職員課の項第二号を削り、同項第一号の号番号を削る。
別表第二県立学校部の表県立学校校人事課の項第一号教育長専決事項の欄1中「及び養護教諭」を「養護教諭及び栄養教諭」に改め、同欄2から5までの規定中「又は養護教諭」を「養護教諭又は栄養教諭」に改め、同欄16及び17の規定中「及び養護教諭」を「養護教諭及び栄養教諭」に改め、同欄18中「若しくは養護教諭」を「養護教諭若しくは栄養教諭」に改め、同欄19中「及び養護教諭」を「養護教諭及び栄養教諭」に改め、同欄20及び21の規定中「又は養護教諭」を「養護教諭又は栄養教諭」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表高校教育指導課の項の次に次の一項を加える。

教 職 員 採 用 課	教育職 員の免許 状の授与 等を行う こと。
	1 教育職員免許法 （昭和二十四年法 律第四百四十七号） 第十一条第一項か ら第三項までの規 定に基づき、免許 状を取り上げるこ と。
	2 手続法第五条第 一項の規定に基づ き、審査基準を定

めること。 3 手続法第十二条 第一項の規定に基 づき、処分基準を 定めること。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第四号を削り、同項中第五号を第
四号とする。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会被服貸与規程（昭和四十三年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「ゴム長靴」を「ゴム長靴等」に改める。

別表第七号中

靴	白
下	靴
二	二
一	一

を

白
靴
二
一

に、同表第八号中「栄養技師」を「栄養教諭、栄養技師」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第3号

埼玉県教育局

県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

(技能職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

級 別 職 務 区 分 表

職務の級	標 準 的 な 職 務	
	教 育 機 関	県 立 学 校
1 級	主事、技師又は専門員の職務 (県立学校を除く。)	技能主事、業務主事又は専門員の職務
2 級	困難な業務に従事する主事、技師又は専門員の職務	困難な業務に従事する技能主事、業務主事又は専門員の職務
3 級	特に困難な業務に従事する主事、技師又は専門員の職務	特に困難な業務に従事する技能主事、業務主事又は専門員の職務
4 級	主任の職務	技能主任又は業務主任の職務
5 級	困難な業務に従事する主任の職務	困難な業務に従事する技能主任又は業務主任の職務

備考 1 主任、主事及び技師は、技能職員に関する規則(昭和48年埼玉県教育委員会規則第14号)本則の表に定めるところによる。

2 技能主任、業務主任、技能主事及び業務主事は、埼玉県立高等学校管理規則(昭和32年埼玉県教育委員会規則第7号)第8条第3項の表に定めるところによる。

3 専門員は、技能職員に関する規則本則の表又は埼玉県立高等学校管理規則第8条第4項の表に定めるところによる。

(技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第二条 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令(平成十八年埼玉県教育委員会訓令第六号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「受ける給料月額」の下に「(以下この項において「改正後給料月額」という。)」を加え、「とし、その額」を「(その額)」に、「これを」を「、これを」に、「とする」を「」。以下この項において「改正前給料月額」という」に、「給料月額のほか、その差額に相当する額」を「改正後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額が一円以上となる場合に限る。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間 改正前給料月額と改正後給料月額との差額(以下この号及び次号において単に「差額」という。)から差額の二分の一に相当する額(その額が一万円を超えるときは、一万円)を減じた額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

二 平成二十五年四月一日以降 差額から一万円に平成二十四年四月一日から給料の支給日までの期間に一年を加えた期間の年数(その年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た額を減じた額

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年三月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・埼玉

三 代表者の氏名

田部井 功

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市芝二丁目四番二十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く知的発達障害のある人たち（以下「アスリート」という）に対して、様々なオリンピック種目競技種目に準じたスポーツトレーニングや競技会を提供し、アスリートの健康な体や体力の保持増進、スポーツ技能及び文化的な余暇享受能力の向上を図り、活動を共にする市民ボランティアと友情をわかちあう機会を通してアスリートに対する理解を広げ、よりよい地域社会の実現に寄与するとともに、アスリートが人間としての自信と誇りを持ち、市民として自立することに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年三月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人口腔機能研究会
- 三 代表者の氏名
下 倉 乾之亮
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市桜区田島五丁目二十五番二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の方々に対し、口腔ケア教室を行い、広く公益に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第百六十七号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十一条第一項の規定に基づき、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害図書等として、次のとおり指定する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	種類	名称	発行所	指定理由
一一五一四	雑誌	実話時代4月号	株式会社メデアポリー	青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれがある。
一一五一五	雑誌	実話ドキュメント4月号	株式会社竹書房	同右
一一五一六	雑誌	実話時報4月号	株式会社竹書房	同右

告 示

埼玉県告示第三百六十八号

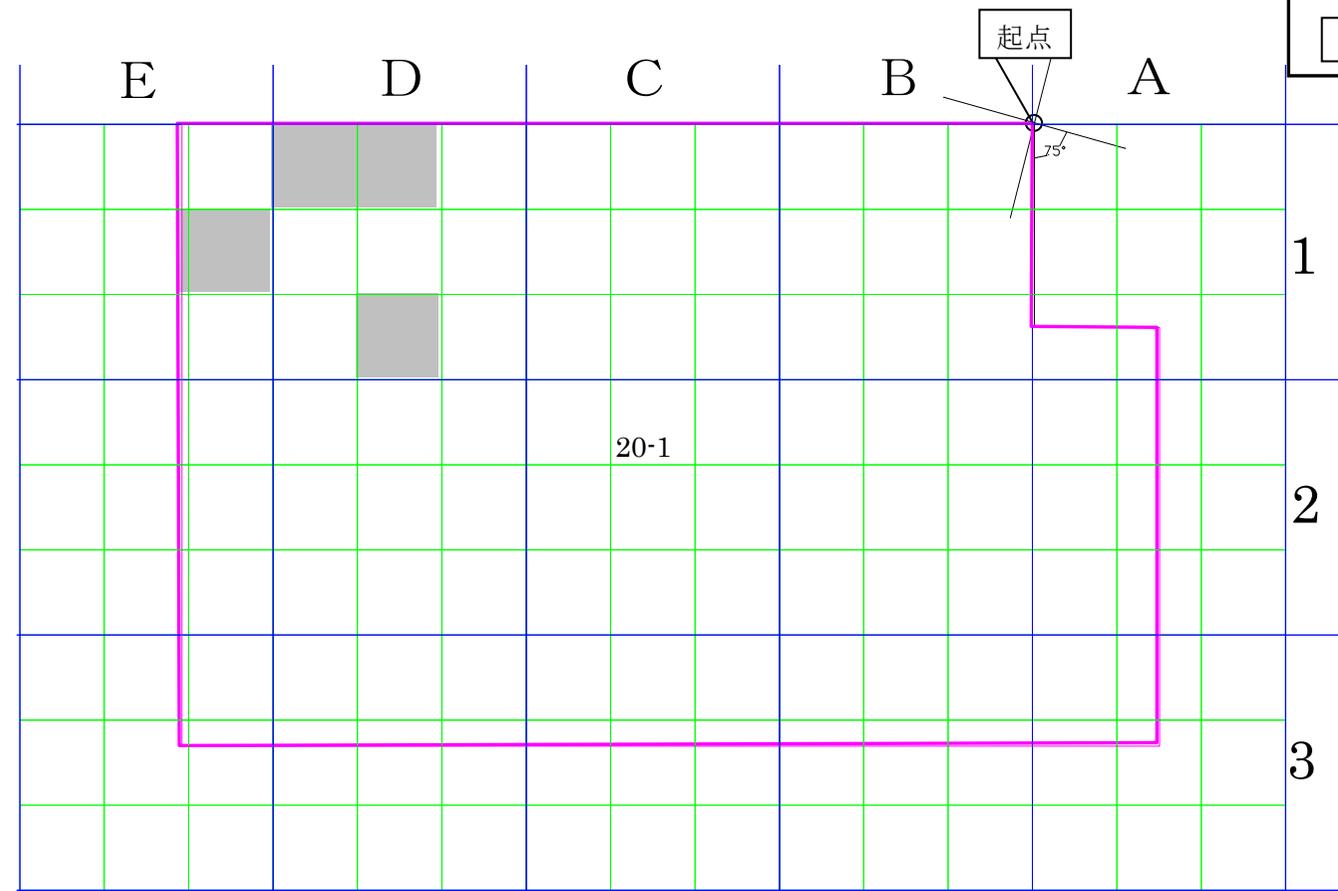
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十四年埼玉県告示第三十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十四年三月二十七日

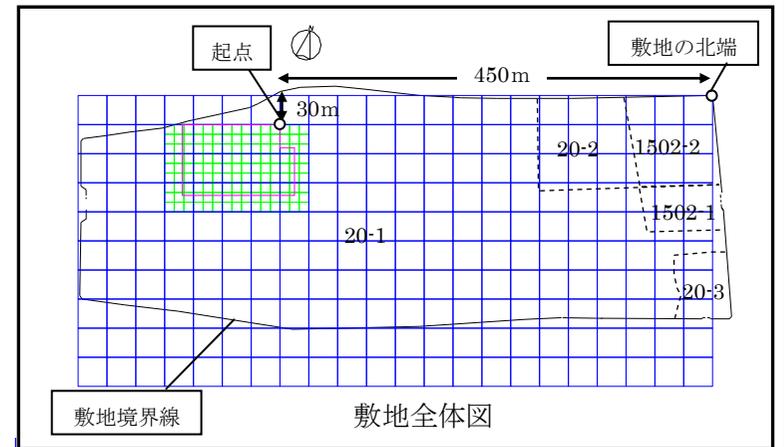
埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
 - 二 別図のとおり（埼玉県飯能市大字新光二十番一の一部）
 - 二 講じられた汚染の除去等の措置
- 基準不適合土壌の掘削による除去

別図



改変区域拡大図



起 点

起点は、飯能市大字双柳字丙新田 1502 番 2 の北端（＝敷地の北端）より、メッシュと平行に西方向に 450 メートル、南方向に 30 メートル（直線距離で 451 メートル）の位置とする。

格子の回転角 75°

起点を通り東西方向及び南東方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

凡 例

- : 30m 格子
- : 10m 区画
- : 改変区域
- : 指定を解除する区域

告 示

埼玉県告示第三百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

川越市

二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画道路路事業三・四・十五号 新河岸駅前通り線

三 事業施行期間

平成二十四年四月二日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県川越市大字砂新田字河岸道附及び字東裏、大字砂字西原及び字亀原地
内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第三百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

川越市

二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画道路事業三・五・五十一号 新河岸駅東口駅前通り線

三 事業施行期間

平成二十四年四月二日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県川越市大字砂字桑原、字西原、字亀原及び字漆谷地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第三百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

春日部市

二 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画道路事業三・四・九号 中央通り線

三 事業施行期間

平成二十四年三月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県春日部市梅田一丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第千十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十九年六月二十二日から平成二十七年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

平成十九年埼玉県告示第千十九号の事業地のうち、埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目地内において事業地を変更する。

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第八百十六号で告示した川越都市計画道路事業（川越市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十七年四月五日から平成二十八年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第千二百十八号で告示した川口市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成元年九月二十二日から平成二十九年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第三百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成三年埼玉県告示第百五号で告示した川口市都市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

平成三年一月二十五日から平成二十七年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成七年埼玉県告示第七百五十五号で告示した川口市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成七年十二月二十二日から平成二十六年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第三百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成九年埼玉県告示第百九十一号で告示した川口市都市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

平成九年二月十四日から平成二十九年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第二百二十八号で告示した春日部都市計画道路事業（春日部市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年二月七日から平成二十七年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

平成十五年埼玉県告示第二百二十八号及び平成二十一年埼玉県告示第四百六十四号の事業地のうち、埼玉県春日部市大衾字原地内において事業地を変更する。

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十一年埼玉県告示第二百三十九号で告示した春日部都市計画道路事業（春日部市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十一年二月二十日から平成二十七年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十一年埼玉県告示第九百三十一号で告示した和光都市計画道路事業（和光市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十一年六月二十六日から平成二十五年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第六百三十八号で告示した草加都市計画道路事業（三郷市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十八年四月四日から平成二十八年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十四年埼玉県告示第千三百五十三号で告示した毛呂山・越生都市計画道路事業（毛呂山町施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

平成十四年七月十九日から平成二十七年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百八十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 四七 三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市柏原字笹久保四百四番八 外二十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四千三十九・〇立方メートル

浸透効果量 〇・三〇六立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第百八十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により
宮代町道仏土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のと
おり公告する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

島 村 栄 一 宮代町字道佛三百七十八番地

岩 崎 文 庫 宮代町字道佛三百六十五番地

秋 谷 善 弘 宮代町字中島四百番地

小河原 正 宮代町字姫宮三百七十一番地二

大 山 儀 身 宮代町字道佛五百八十一番地五

押 田 徳 一 宮代町字道佛三百八十八番地

島 村 邦 雄 宮代町字道佛三百六十七番地一

島 村 均 宮代町字道佛二百八十三番地

深 井 育 雄 宮代町字道佛三百十番地

飯 田 明 宮代町字道佛五百六十五番地六

大 高 一 男 宮代町百間六丁目六百五十番地

関 根 勸 宮代町字中島九百九十番地

濱 田 慶 三 宮代町字逆井二百二十二番地

就任した理事の氏名及び住所

岩 崎 文 庫 宮代町字道佛三百六十五番地

島 村 栄 一 宮代町字道佛三百七十八番地

大 山 儀 身 宮代町字道佛五百八十一番地五

大 高 一 男 宮代町百間六丁目六百五十番地

島 村 俊 夫 宮代町宮代二丁目六番二十三号

押 田 徳 一 宮代町字道佛三百八十八番地

深 井 育 雄 宮代町字道佛三百十番地

島 村 邦 雄 宮代町字道佛三百六十七番地一

島 村 均 宮代町字道佛二百八十三番地

飯 田 明 宮代町字道佛五百六十五番地六

小河原 正 宮代町字姫宮三百七十一番地二

秋 谷 善 弘 宮代町字中島四百番地

鈴木康雄
濱田慶三
深井邦雄

宮代町字東四百四十三番地
宮代町字逆井二百二十二番地
宮代町字中島八十一番地

告 示

埼玉県告示第三百八十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、鴻巣駅東口A地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

鴻巣駅東口A地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十五年三月

三 施行地区

埼玉県鴻巣市本町一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県鴻巣市本町一丁目一番三号

五 設立認可の年月日

平成十五年四月十五日

六 変更の内容

事業施行期間及び資金計画

七 変更の認可の年月日

平成二十四年三月二十七日

告 示

埼玉県告示第三百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第三百九十二号で告示した所沢都市計画公園事業（所沢市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成五年六月十八日から平成二十九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十一年埼玉県告示第四百二号で告示した上尾都市計画公園事業（伊奈町施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二年九月十一日から平成二十七年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第三百九十一号で告示したさいたま都市計画公園事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十年十一月二十日から平成二十九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県知事第九号	指定番号
株式会社都市居住評価センター	名称
東京都港区虎ノ門一丁目一番二十一号	変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所所在地
平成二十四年四月一日	事務所の所在地の変更日

告 示

埼玉県告示第三百九十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年2月1日(金)から平成32年1月31日(金)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年5月18日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年5月17日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年5月18日（金）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成24年5月18日（金）午前10時50分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年5月10日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成24年4月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of Aircraft system of Helicopter Television.
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m., May 18,2012 By mail;5:00p.m.,May 17,2012 In person;10:30a.m., May 18,2012
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

<p>百二十二号</p>	<p>路線名</p>
<p>羽生市大字上新郷字相川 六七七二番三地先から 同市大字桑崎字桑崎三九 三番二地先まで (ただし、関係図面に表 示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年三月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>昭和四十八年一月十六日付け 埼玉県告示第六十八号で告示 した道路区域の一部供用開始 である。 延長八八〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字真名板字道閉向 一九九三番一地先まで</p>	<p>行田市大字真名板字道閉向 二〇〇四番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一七・八九ㄱ 一八・二〇</p>	<p>一五・六四ㄱ 一八・二〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五六・六六</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備工事</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

<p>百二十五号</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字真名板字道閉向 二〇〇四番一地先から 同市大字真名板字道閉向 一九九三番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年三月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>歩道整備工事。 平成二十四年三月二十七日付 け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第五号で告示した道路 区域の供用開始である。 延長五六・六メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年十一月十日

指令川建セ第二三〇〇七七〇号

二 検査済証番号

平成二十四年三月二十二日

川建セ第二三〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形字北宿一―九一―番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町みなみ野三丁目一七番地一 ハイツアーバンA 105

星野 勇・星野 珠 希

告 示

埼玉県公営企業告示第二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十四年度において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
 - イ 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）第二百二十条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日以後開札日までに、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
 - ホ 入札公告日以後開札日までに、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
 - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受

けていない者

(2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格と認める者

三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ 自己資本額

四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

告示

埼玉県教委告示第十六号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定による技能教育のための施設の名称及び所在地の変更に係る届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸一

- 一 名称及び所在地を変更する技能教育のための施設の名称
第一高等学院 埼玉本部キャンパス（埼玉県さいたま市大宮区仲町三丁目百三十七番地）

二 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
施設の名称	第一高等学院 埼玉本部キャンパス	第一学院 埼玉校
施設の所在地	埼玉県さいたま市大宮区仲町三丁目百三十七番地	埼玉県さいたま市大宮区下町一丁目四十二番地二NQビル

告 示

埼玉県公安委員会告示第62号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提示日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月27日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

別表中

「

運転免許証取消申請書	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）
	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター（埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）
運転経歴証明書交付申請書	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）
	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター（埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）

」

を

「

運転免許取消申請書	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）
	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター（埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）

<p>運転経歴証明書交付申請書</p>	<p>日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)</p>
<p>運転免許の申請による取消しと同日に運転経歴証明書の交付を申請するとき。</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>各警察署(鴻巣警察署を除く。)</p>
<p>運転経歴証明書再交付申請書</p>	<p>道路交法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成23年内閣府令第70号)附則第2項に該当する者が運転経歴証明書の再交付を申請するとき。</p> <p>前記受付区分に該当しない者が運転経歴証明書の再交付を申請するとき。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)</p> <p>埼玉県警察再交付・国外運転免許センター(埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5)</p>
<p>運転経歴証明書記載事項変更届</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p> <p>日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>各警察署(鴻巣警察署を除く。)</p> <p>埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)</p>

に改める。

正 誤

埼玉県規則第五十五号（平成二十二年三月三十日第二千七百七十号）中訂正

ページ 行

二 前から九〜十

誤

二 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例（平成二十二年埼玉県条例第 号）
第一条の研修資金

正

二 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例（平成二十二年埼玉県条例第十六号）第
一条の研修資金